福岡市博物館リニューアル事業　入札説明書等に関する第１回質問に対する回答

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
1	入札説明書	2	I	4	(1)	②			添付資料3―1　G-03-2　の4、5にはエネルギー棟の北側に仮設事務所の図示がありますが、入札説明書2ページの図面にはその図示がありません。仮設事務所の設置場所はエネルギー棟北側でよろしいでしょうか。	仮設事務所の設置場所は、概ね添付資料3-1　G-03-2に示す位置を想定していますが、詳細は事業者の計画に委ねます。
2	入札説明書	5	I	4	(4)	②	ア	（ウ）	収蔵庫棟の引き渡し条件を示して頂きたいです。	収蔵庫棟の工事完了時に各検査を受検後、市に引き渡されたものが本事業の対象となります。なお、工事に起因する不具合等については市が対応します。
3	入札説明書	5	I	4	(4)	②	ア	（ウ）	収蔵庫棟に美術品を引っ越しできる状態で、本事業の収蔵庫維持管理業務がはじまるという認識でよろしいでしょうか。	本事業の収蔵庫棟の維持管理業務の開始は、令和８年４月１日からですが、収蔵庫棟に収蔵資料が移転できるのは、開館準備期間の始期である令和８年10月頃からとご認識ください。
4	入札説明書	5	I	4	(4)	②	ア	（ウ）	収蔵庫棟の引き渡し時のアンモニア数値が規定以上であり、収蔵庫棟への美術品引っ越しが予定より遅延した場合、全体の工期が遅延する恐れがあります。 その遅延によるリスク（オープン時期の遅れや工期延長による施設整備費の増額等）は発注者負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	6	II	1	(1)	④			「なお、市が事業予定者と事業契約を締結した後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。」とありますが、市と協議の上、事業契約後であれば協力企業としての参画も妨げないという理解でよろしいでしょうか。（入札説明書21頁V4業務の委託　記載どおり）	当該規定は、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業は、市が事業予定者と事業契約を締結した後、「事業者の構成員又は協力企業から業務等を受託することは可能とする」ことを意図しています。入札説明書を修正します。 なお、事業者が、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業に本事業の業務を実施させる場合は、「第三者」として、事業契約書（案）第15条、第65条及び第76条に基づき、事前に市の承諾を得た場合に限り実施させることができることとしています。
6	入札説明書	6	II	1	(1)	③			施工業務と工事監理業務を兼ねてはならない、とありますが展示施工業務と監理業務の考え方についてご教示ください。一般的に展示施工業務においては、工事監理業務が実施されることはなく、展示施工段階で展示設計変更が生じる製作物が複数発生することが見込まれるため、自己監理での実施が想定されます。 自己監理となるか、もしくは建築設計監理下となるのかをご教示ください。	展示施工に対する工事監理は、自己監理とすることを認めます。入札説明書を修正します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
7	入札説明書	6	Ⅱ	1	(1)	④			「入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。」とありますが、事業契約後であれば、他の入札参加者の構成員または協力企業と資本関係又は人的関係にあっても、協力企業としての参画を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。（入札説明書21頁V4業務の委託記載どおり）	事業者が事業契約締結後、他の入札参加者の構成員又は協力企業と資本関係又は人的関係にある者に、本事業の業務を実施させる場合は、「第三者」として、事業契約書（案）第15条、第65条及び第76条に基づき、事前に市の承諾を得た場合に限り実施させることができることとしています。
8	入札説明書	9	Ⅱ	1	(2)	②	ア	（ア）	令和４・５・６年度の入札有資格者名簿とありますが、登録年度は「令和７・８・９年度」でしょうか。	原案のとおりです。「令和４・５・６年度」の「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」及び「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」は、本事業の入札の公告日である令和７年４月10日又は入札参加資格確認基準日である令和７年７月７日を有効期間に含みます。
9	入札説明書	9	Ⅱ	1	(2)	②	ア	（ウ）	記載の展示設計実績要件について、リニューアルに係る実績も含まれるのかをご教示ください。	リニューアルに係る実績も含まれます。
10	入札説明書	9	Ⅱ	1	(2)	②	ア		仮事務所の設計業務の資格要件も「ア 設計業務を行う者の要件」の内容が該当しますでしょうか。	ご理解のとおりです。対象施設のうち個別の施設毎に各業務を行う者の入札参加資格要件を定めているわけではありません。
11	入札説明書	9	Ⅱ	1	(2)	②	イ		仮事務所の施工業務の資格要件も「イ 施工業務を行う者の要件」の内容が該当しますでしょうか。	10番の回答をご参照ください。
12	入札説明書	9	Ⅱ	1	(2)	②	イ	（ア）	令和４・５・６年度の入札有資格者名簿とありますが、登録年度は「令和７・８・９年度」でしょうか。	8番の回答をご参照ください。
13	入札説明書	10	Ⅱ	1	(2)	②	イ	（ウ）	展示工事は「上記以外の工事」の認識を持ちましたが、展示工事の種別は内装仕上工事の認識で、かつ総合評定値の制限はないのでしょうか。	展示工事は「上記以外の工事」に含まれ、総合評定値による入札参加資格要件は設けていません。
14	入札説明書	10	Ⅱ	1	(2)	②	イ	（オ）	記載の展示施工実績要件について、リニューアルに係る実績も含まれるのかをご教示ください。	リニューアルに係る実績も含まれます。
15	入札説明書	13	Ⅲ	2					7月7日入札参加資格確認申請書類の受付締切日の前段階で市と第1回質疑回答について対面で確認する機会を設けていただけないでしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答について、市の回答の趣旨等を個別に確認できる機会を設けます。第１回質問回答の個別確認会は、令和７年６月12日及び13日（予備日16日）に実施します。詳細は、入札説明書の修正版をご確認ください。
16	入札説明書	13	Ⅲ	2					７月の入札参加資格確認申請書類の受付前に、第１回目入札説明書等に関する質疑回答に対する確認を対面（個別対話）でさせて頂けないでしょうか。	15番の回答をご参照ください。
17	入札説明書	13	Ⅲ	2					スケジュール上、個別対話の機会が８月の１回のみとなっておりますが、６月上旬の「第１回入札説明書等に関する質問及び回答の公表」以降、「入札参加資格確認申請書類の受付締切日」前の期間に、第１回質問回答に対する対話の機会を設けていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	15番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
18	入札説明書	13	Ⅲ	2					本件は、入札価格内の応募が非常に厳しくなるものと考えております。個別対話時期が8月中旬ですと提案書提出直前のため、要求水準の変更もできず、且つ事業者サイドの変更も難しい時期であるため、実施の意義をなさないと思われます。なるべく早期の時期に変更いただきたいです。 また、当初予定どおり2回にしていただきたく存じます。	個別対話の日程を変更し、令和７年７月22日に実施することとします。また、入札説明書等に関する第１回及び第２回質問に対する回答について、それぞれ個別確認会を開催することとし、市と本事業への参画を検討する法人若しくは法人グループ又は資格審査通過者が対話を行う機会を設けます。詳細は、入札説明書の修正版をご確認ください。
19	入札説明書	14	Ⅲ	2					個別対話の実施が8月22日の1回の記載となっておりますが、参加資格申請前までに、対話にてお伺いする場を別途設けていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	15番及び18番の回答をご参照ください。
20	入札説明書	14	Ⅲ	2					第２回入札説明書等に関する質問及び回答の公表予定日9月上旬から、入札提案書類の受付締切日である10月3日（金）の期間について、質問回答の内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも想定されることから、回答の公表日を早めて頂くよう変更していただきたく、ご検討をお願いいたします。	入札説明書等に関する第２回質問の受付期間を、令和７年６月30日から７月７日までとし、当該質問に対する回答を令和７年８月上旬に公表します。詳細は、入札説明書の修正版をご確認ください。
21	入札説明書	14	Ⅲ	2					実施方針において、第1回個別対話の実施が6月下旬となっていましたが、入札説明書においては、8月22日の個別対話1回のみとなっていますがその理由をご教授願います。事業者としては、対話の回数が多い方が適切な提案ができると思慮しています。	実施方針の公表後、入札説明書等の公表までの間に、実施方針において令和７年６月下旬に実施すると示していた「第１回個別対話」に相当する機会を、可能な限り早期に、かつ実務上可能な方法によって設けることを検討し、「展示に係る説明会・質問会」として開催したものです。 なお、個別対話等に関して、入札説明書を修正していますので、ご確認ください。
22	入札説明書	14	Ⅲ	2					９月上旬の第２回入札説明書等に関する質問及び回答の公表ですが、１０月３日の入札提案書類の受付まで、１か月弱しか時間がありません。ご回答から、提案書やコスト、事業性再算出・反映までに時間が限られており、８月２２日の個別対話には、その質問内容も把握して望みたいため、８月中旬等でのご回答をお願いできませんでしょうか。	18番及び20番の回答をご参照ください。
23	入札説明書	16	Ⅲ	3	(10)				個別対話の実施について、入札資格審査申請前にも実施頂く事は可能でしょうか。	15番及び18番の回答をご参照ください。
24	入札説明書	17	Ⅲ	3	(13)				プレゼンテーションは事業提案書に記載した内容に限定され、動画や模型等の使用は認められない、という理解でよろしいでしょうか。	動画に関しては、事業提案書の内容を視覚的にわかりやすく伝えることを目的とするものであれば可とします。模型は認めません。
25	入札説明書	17	Ⅲ	3	(13)				プレゼンテーションに用いる映像は動画も可とするとの理解でよろしいでしょうか。	動画も可とします。ただし、事業提案書の内容を視覚的にわかりやすく伝えることを目的とするものであることとします。
26	入札説明書	19	Ⅲ	5					予定価格の記載がありますが、入札説明書P4.の上部にある表の黒丸が上記金額の中に含まれ、白い三角形で示されている項目は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	本館の運営業務のうちミュージアムショップ運営業務は独立採算により実施を求めている等、本事業において実施する項目（黒丸）であっても、業務実施に係る費用全てを市がサービス対価として負担するとは限らず、予定価格に含まれるとは限りません。詳細は、要求水準書にてご確認ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
27	入札説明書	19	Ⅲ	5					物価スライドの起点は基礎的設計完了時点（令和６年３月）という認識でよろしいでしょうか。	物価変動に伴うサービス対価の改定方法については、事業契約書（案）別紙5の５（１）①をご参照ください。
28	入札説明書	19	Ⅲ	5					予定入札価格の算出時期は令和6年12月という理解で宜しいでしょうか。	本事業においては、入札予定価格の算出時点を令和6年12月として扱っています。
29	入札説明書	19	Ⅲ	5					提案価格の上限について、合理的な範囲内での増加をお願いすることは可能でしょうか。貴市が入札予定価格を算出した時期から上昇している建築費・物価・人件費等の指数を、現在の水準に当て込んだ提案価格を再設定して頂きたいと考えております。	入札参加者が入札書に記載する入札価格の上限（入札予定価格）は変更しません。なお、事業契約締結後に、事業契約に従い物価変動に伴うサービス対価の改定を行います。詳細な方法については、事業契約書（案）別紙5の５（１）①をご参照ください。
30	入札説明書	19	Ⅲ	5					予定価格を18,895,013千円としておりますが、全体事業費が大変厳しい状況と認識しております。予定価格算出時点での算出根拠をお示し頂けないでしょうか。	算出根拠は示しません。
31	入札説明書	22	Ⅴ	5					「本館の運営業務のうちミュージアムショップ運営業務、レストラン施設の維持管理業務及び運営業務、対象施設全体に共通する運営業務のうち集客業務の対価については、市の負担はなく、来館者からの売上により充当すること」とあるが、交流施設の維持管理（備品の保守・更新、日常清掃）、ミュージアムショップの維持管理、については市からのサービス対価内という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	22	Ⅴ	5	(2)				利用者から得る収入として、例えば公園やレストランを貸し出して、借主からその利用料を収入として得ても良いか。	南側広場は、市から使用許可を受けた事業者がその範囲で第三者に使わせることによって収入を得ることは可とします。 レストラン施設は市と事業者の間で締結する定期建物賃貸借契約の範囲で、第三者に貸し付け、それにより収入を得ることは可とします。
33	入札説明書	22	Ⅴ	5	(2)				利用者から得る収入として、広告物とあるが、公園内、レストラン施設内に広告掲載出来るようにして、その掲載料を収入としてよいか。	南側広場については、事業者が自由に広告物を設置することはできませんが、例えば、事業者が市から使用許可を受けて行うイベント等において、広告物を掲出する企業を募り、イベントの期間において一時的に広告物を掲出しそれにより収入を得ることは可となる場合があります。具体的な計画に基づき判断を行うことになります。 また、レストラン施設においては事業者の提案に委ねますが、レストラン施設の外観を含む景観を損なわないよう配慮するものとします。 なお、対象敷地は屋外広告物許可地域であること等を踏まえ、法令等に則って適切に対応してください。
34	入札説明書	28	Ⅴ	5	(2)				独自収入において、事業者提案にて、ネーミングライツ等を活用した場合も、事業者収入という理解でよろしいでしょうか	福岡市博物館においてネーミングライツの導入は予定していません。 なお、市が仮にネーミングライツを導入した場合においても、その譲渡による対価である命名権料は、市に帰属します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
35	入札説明書	25	Ⅵ	7	(2)				「市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、」とあるが、実施方針資料で示された別紙１リスク分担表（案）のように、明確な資料として提示はありますか。	事業契約書（案）以外では提示する資料はありません。
36	入札説明書	30	別紙2	1	(1)				現地説明会（第1回もしくは第2回）または別の機会で 収蔵庫棟を見学することはできるのか？	第１回又は第２回現地見学会の実施日において、収蔵庫棟は建設工事中のため、内部の見学はできません。
37	入札説明書	30	別紙2	2					令和7年7月28日の第2回現地見学会は、令和7年4月28日の展示に係る説明会・質問会のような開催は行わない予定でしょうか。	行わない予定です。
38	入札説明書	34	別紙 4	1	(2)				個別対話の参加人数の制限などありますか。	参加人数の制限を設けることを想定しています。詳細は、参加申込を行った者に個別に連絡します。
39	入札説明書	34	別紙 4	1	(2)				個別対話の市側の参加者の想定があればお教えください。	参加申込を行った者に個別に連絡します。
40	入札説明書	34	別紙 4	1	(2)				個別対話の実施方法において、対話の理解を深めるために、実施時点においての事業提案書のコンセプトや概要等を簡単にまとめた資料を市側に配布することは妨げないとありますが、配布資料は、8/22の個別対話時に配布するとの理解でよろしかったでしょうか？	個別対話において資料を配布される場合は、ご理解のとおりです。なお、個別対話の実施日については令和７年７月22日に変更します。詳細は、入札説明書の修正版をご確認ください。
41	入札説明書	34	別紙 4	1					第1回目の質問回答において明確に意図がつかめないなど、不明点があった際に、その質問の内容に限り、7月の参加資格確認申請前に、個別に対話して確認や協議の機会をいただけないでしょうか。大きな不明点が残る場合応札可否の判断ができかねる可能性があります。	15番の回答をご参照ください。
42	入札説明書、事業契約書（案）	2 52	Ⅰ 別紙１	4 58	(2)	②			仮設事務所は、対象施設や本館等には入らないでしょうか？	仮設事務所は、「外構」に含みます。
43	要求水準書	1	Ⅰ	2	(1)				レストラン棟の運営期間は、南側広場と同様に「供用開始～令和26年3月31日の認識で良いか	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	1	Ⅰ	2	(1)				各業務期間に期間年月が（）書きで記されているが、時期の記載とどちらが正か。 時期のずれがある場合、その差分をどのように捉えたらよいかご教示ください。 例：運営期間（休館日）令和8 年4 月1 日 ～ 休館開始日 （7 箇月） 休館開始日 令和8 年10 月頃 ⇒令和8年4月1日から７箇月となると、休館開始日は１１月となるため、6箇月間ではないか。 また。それを受けて、供用開始日が休館開始２年6箇月後になるが、令和11年3月頃は令和8年10月初旬から起算している。	休館開始日は令和８年10月頃を予定していますが、具体的な日程は未定であるため、「維持管理期間（改修前）」「運営期間（休館前）」は６～７箇月と想定しています。該当箇所を修正します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
45	要求水準書	1	Ⅰ	2	(1)				事業期間について、3南側広場供用開始日が令和8年10月頃とあるが、添付資料3-1基礎的設計説明書(本館)p10G-03-2 ローリング計画４において「4南側広場・付帯施設工事運営開始～」が令和9年4月～と表記がある。いずれが正か。	要求水準書の「令和８年10月頃」を正としてください。添付資料3-1を修正します。
46	要求水準書	8	Ⅱ	4	(2)	ウ			実施設計段階で全体計画認定の変更申請（設計者の追加）を行うとありますが、博物館本館の既存不適格事項の変更、仮設事務所、立体駐車場、車庫棟、キャノピー等の全体計画認定申請に掛かる申請について、書類や図面の作成はPFI事業者で、提出及び費用負担は佐藤総合計画で行うと考えてよろしいですか。	書類や図面の作成にあたっては市及び株式会社佐藤総合計画との協議が必要ですが、提出及び費用負担は事業者にて対応してください。
47	要求水準書	8	Ⅱ	4	(2)	①	ウ		全体計画認定申請の書類を頂けないでしょうか？ 全体の排水計画等を把握するため。	全体計画認定申請の書類に排水計画は含まれていません。代わりに、屋外配管図等を示した【添付資料3-12　基礎的設計補足資料（外構完成図）】を公表します。
48	要求水準書	9	Ⅱ	4	(2)	②	ウ		完成図書について、提出部数等は別途指示する。 とありますが、具体的な部数をご指示ください。	選定された事業者にのみ通知します。
49	要求水準書	9~10	Ⅱ	4	(3)	①	ア		レストラン施設の引き渡し予定が令和８年７月末と記載があり、供用開始が１０月となると内装工事期間が2ヶ月となり短いので引渡し時期を早めてもらえないでしょうか。	レストラン施設の建設工事については、令和８年５月26日を工期末と予定しています。可能な限り早期の引渡しが行えるよう調整します。
50	要求水準書	10	Ⅱ	4	(3)	②	ア		サービス対価区分B-1、B-2-1-1とは？	事業契約書（案）別紙５をご参照ください。
51	要求水準書	12	Ⅱ	5	(2)	④			市の事前の書面による承諾がある場合、施工期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする、とありますがこれは代表企業の変更も認めるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合に限り、代表企業変更の協議も可とします。
52	要求水準書	14	Ⅱ	6	(1)	②	ア		「警備の休館日及び年末年始9：00-24：00　3名　※警備（立哨、駐車場整理を除く）の人員は、24時間365日配置」と記載がありますが、24：00-9：00の間も3名配置されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	16	Ⅱ	6	(3)	②	ウ		総括責任者は、設計・施工期間から維持管理・運営期間で変更が可能であると記載がありますが、開館・開業準備期間が抜けているように思います。 ①設計・施工期間から②開業準備期間に変更が可能なのか、それとも②開業準備期間から③維持管理・運営期間に変更が可能なのか、①→（変更）→２→（変更）→③ということも可能なのか、再度整理願います。	総括責任者について、設計・施工期間の終期から維持管理期間（改修後）の始期にかけての変更、本館等の開館準備期間の終期から運営期間（供用開始後）の始期にかけての変更を認めます。該当箇所を修正します。
54	要求水準書	16	Ⅱ	8	(1)				消耗部品の具体的な指示をご教授ください。	要求水準書Ⅵ3(1)②エ、③エに示す「施設の管理運営に必要な消耗品」を指します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
55	要求水準書	16	Ⅱ	8	(2)				レストラン棟の運営期間終了後について、既設の厨房設備やFFE、装飾品に関しては事業者側の所有物として回収の権利・または責任があるか	厨房設備は市の財産となるため残置してください。それ以外の、事業者の負担にて設置した家具・装飾品は回収してください。
56	要求水準書	18	Ⅱ	11	(3)				什器類についての保険付保は市で行っているのか？ 事業者が付保するのか？	什器類について、市が加入する保険ではカバーされていません。 事業者が管理する什器類に対する付保の要否は、事業者の判断に委ねます。
57	要求水準書	18	Ⅱ	11	(3)				「動産総合保険」を付保する博物館資料とは収蔵品と什器のことを指しているのか？	博物館資料とは、博物館法第二条第４項に定義されているものを指します。什器は保険対象に入っていません。
58	要求水準書	20	Ⅲ	1	(2)	②			要求水準書および採点基準6-4等において、「省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用を積極的に図ること」とあります。他方で要求水準書p21に「【添付資料 3-1基礎的設計書（本館）】に示す通りに行うこと」とあり、設備種別の変更・提案の余地が無いように読めます。要求水準書および採点基準における省エネルギー設備の導入とはどのようなものか（どのような提案が許容・評価されるのか）、具体的に例示頂けないでしょうか。	添付資料3-1「基礎的設計書（本館）」において、各種設備について特定のものを指定している訳ではありませんので、省エネ設備導入等を積極的に図ることを求めていることとは矛盾していないと考えます。 なお、本件に限らず、市が、提案の許容範囲や評価について示すことはありません。
59	要求水準書	20	Ⅲ	1	(2)	②			要求水準書および採点基準6-4等において、中央熱源について「ベストミックスの検討等を行い」とありますが、他方要求水準書p21に「【添付資料 3-1 基礎的設計書（本館）】に示す通りに行うこと」とあり、熱源種別の変更・提案の余地が無いように読めます。要求水準書および採点基準における中央熱源のベストミックスとは何を指すものと理解すればよいでしょうか（どのような提案が許容・評価されるのか）。	中央熱源のベストミックスの例示については、284番の回答をご参照ください。 なお、本件に限らず、市が、提案の許容範囲や評価について示すことはありません。
60	要求水準書	21	Ⅲ	2					ここで示される要求水準対象箇所以外の諸室について、提案上、合理的・効果的と考えられる場合、各室の入れ替えの提案を妨げるものではないとの理解で良いか？	要求水準書Ⅲ２において入れ替えを認めている一部の諸室を除き、各室入れ替えの提案は不可とします。
61	要求水準書	22	Ⅲ	2					仮設事務所について、求める規模については記載がありますが、構造形式や建設コスト、申請日程など想定がございましたらお示しいただけないでしょうか。	構造形式は提案に委ねます。 また、全体計画認定変更申請は令和８年６月頃、計画通知変更申請は令和８年７月頃を予定しています。 なお、建設コストに関わる情報は開示できません。
62	要求水準書	22	Ⅲ	2					特に重要な収蔵品は収蔵庫棟に保管し仮設事務所には保管しないと考えてよろしいでしょうか。 仮設事務所内の書庫へ保管する収蔵資料は、結露発生防止などの温湿度管理に加え、耐震性や搬出入方法に指定がありましたら教えてください。	書庫に保管する収蔵資料としては、博物館が所蔵する書籍等を想定しています。該当箇所を修正します。 温湿度管理について、結露防止程度で収蔵庫相当の温湿度管理までは必要ありません。また、耐震性や搬出入方法については、特に指定はありません。
63	要求水準書	22	Ⅲ	2					仮設事務所建物直下の土質調査結果がありましたら提供頂けないでしょうか。	仮設事務所部分の地質調査は現状行っておらず、提供できません。
64	要求水準書	22	Ⅲ	2					仮設事務所の清掃業務は、本事業の範囲内か。 本事業の範囲内であっても、トイレ清掃以外は対象外と考えてよいか。	ご理解のとおり、トイレ清掃を行ってください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
65	要求水準書	22	Ⅲ	2					工事期間中に市が使用する仮設事務所については、結露防止程度で収蔵庫相当の温湿度管理までは必要ないと考えてよろしいでしょか。	問題ありません。
66	要求水準書	22	Ⅲ	2					G-03-02　仮設事務所は、本館休館予定日前に使用できるように構築し、休館後に引越しを行うこととして考えてよろしいでしょうか。また、仮設事務所への動線や駐車場はどのようにお考えでしょうか。	問題ありません。 仮設事務所への動線は提案に委ねます。駐車場は庁用車２台分を確保してください。
67	要求水準書	22	Ⅲ	2					博物館職員の仮設事務所について配慮すべき点がございますでしょうか。敷地が限られているため、可能であれば施工に使用する仮設事務所と複層にして１棟とすることも検討したいのですが、騒音、振動、（事務所内で作業する際の）文化財の保護の観点などから制約がございますでしょうか。	配慮すべき点は、要求水準書Ⅲ2に示すとおりです。 仮設事務所と現場事務所は別棟とすることを基本としますが、合理的な理由があれば、複層化について市と協議することを可とします。 文化財保護の観点からの制約はありません。
68	要求水準書	22	Ⅲ	2					仮設事務所の光熱水費は、市の負担にしていただくことは可能でしょうか？ 使用頻度の想定が難しく、事業主負担になるとリスクが大きいです。	事業者の負担とします。
69	要求水準書	25	Ⅲ	3	(2)	③			「コーナー表示や解説パネル類は、観覧者の多様性に配慮したものとし、多言語展開を想定する。」と記載があるが、基準となる日本語解説の対象年齢があればご教示ください。	令和７年4月30日に公表した「展示に係る説明資料（投影資料）」において、常設展示が学校教育において活用されることを期待しておりますが、具体的な対象年齢は想定しておりません。
70	要求水準書	25	Ⅲ	3	(2)	③			「コーナー表示や解説パネル類は、観覧者の多様性に配慮したものとし、多言語展開を想定する。」と記載があるが、多言語対応については言語数・翻訳範囲・手法などは事業者側の提案に委ねられるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	25	Ⅲ	3	(2)	③			「プロジェクターは～7年目頃に一度、更新すること。」や次ページ「PC、液晶ディスプレイ及びタッチパネルは～5年目頃と10年目頃に更新すること。」とは維持管理業務に該当して、そちらのサービス対価に含まれるという理解で良いでしょうか。 また、使用に問題がない場合は5年・10年目といった指定年や記載回数での更新が必須ではないと解釈して良いものでしょうか。たとえば、機器耐用年数が5年とした場合、15年後事業期間終了時点後の1年間で不具合が出てくる可能性もあり運用上問題なければ機器を長く活用することで、事業期間終了後の機器不具合の可能性を低減できると考えます。	プロジェクター、PC、液晶ディスプレイ及びタッチパネルの更新は、維持管理業務としてサービス対価の範囲内で実施してください。 事業期間を通じて性能を維持することを前提として、更新時期の変更提案は可としますが、更新回数の変更は不可とします。
72	要求水準書	26	Ⅲ	3	(2)	③			PC、液晶ディスプレイ及びタッチパネルの更新時期は提案によるものとしてよろしいでしょうか？	71番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
73	要求水準書	25	Ⅲ	3	(2)	③			常設展示室のケースについて「自然循環型空調」を想定しているとありますが、ノンエアタイトという認識でよいでしょうか。また、その場合空気交換率の目安等はありますか。 調湿材の使用は想定されていますか。	ご理解のとおりです。 空気交換率を含む細かい仕様は、選定された事業者と協議の上定めます。 「自然循環型」展示ケースについて、調湿剤の使用は想定していません。
74	要求水準書	26	Ⅲ	3	(2)	④			F交流展示の「くらしの変化」（仮称）は、小学生向けに特化したものとして、Eテーマ展示「福岡市の人びとのくらしを紹介する」とは別個の展示として捉えてよいでしょうか。	個別の展示です。 F 交流展示における「くらしの変化」（仮称）展示は「インフラ、生活用品、情報伝達の仕組みの変化などを示す」展示（要求水準書Ⅲ3(2)⑤F）で、Eテーマ展示は「福岡らしさと人びとのくらし」（要求水準書Ⅲ3(2)④E及びⅢ3(3)⑤E）をテーマとします。
75	要求水準書	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	A		前回の質疑にて、ユニークベニュー時には飲食の提供も想定とのご回答を頂いていますが、通常時の「プロローグ」では飲食不可という想定でお間違いないでしょうか。またユニークベニューのエリアはあくまでプロローグのみ、と考えておいてよいでしょうか。	飲食の提供については、ご理解のとおりです。 ユニークベニューにおける常設展示室の活用エリアについては、選定された事業者と協議の上定めます。また、要求水準書Ⅶ4(12)をご参照ください。
76	要求水準書	26	Ⅲ	3	(2)	⑤	B		調湿剤を用いるケースの調湿剤はタイミングや量等は計りかねる面があるため市で用意・交換するという理解で良いでしょうか。	調湿剤は、市が必要に応じて用意・交換します。
77	要求水準書	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	B		機械空調を基本とするエアタイトのウォールケースについては、構造的にエアタイト性能の確保が難しいため、調湿剤は効果的ではないと考えます。また、アートソーブは交換のコストと手間が大きくかかります。従い、調湿剤ボックス及び調湿剤は不要と考えてよろしいでしょうか。	機械空調方式を基本とする壁ケースについても、調湿ボックスの整備は必要です。 調湿剤については、76番の回答をご参照ください。
78	要求水準書	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	B		黒田家名宝展示に関して、「展示替えを行う黒田家資料で構成される。展示替えは年間10 回程度を想定している。」とあり、前回質問回答no.137には「常設展示整備時に展示替えの内容が予測できるものについては、交換するパネルや必要な演示具は事業者負担で制作するものとします。ただし、運用開始後、市の企画による展示替えによって発生したパネルや演示具の制作に関する費用は市が負担します。」とあります。 一方で、運営業務および維持管理業務において展示替えへの対応に関する記載が見受けられませんが、どのように捉えればよいでしょうか。事業者負担で制作するものに関して、何業務にあたりどのサービス対価から支払われるかご教示ください。	添付資料7-5に示すとおり、展示解説パネル類の制作及び展示演示具・パーツの制作は「常設展示室 改修内容」に含まれています。そして、「実施方針等に関する質問と回答（令和７年３月３日公表・３月27日修正）」の137番で、「常設展示整備時に展示替えの内容が予測できるものについては、交換するパネルや必要な演示具は事業者負担で制作」と補足したところです。 事業者負担で制作するものに関しては、本館等の整備業務に係るサービス対価（A-1-1）として支払われます。
79	要求水準書	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	B		金印を展示するケースについて再利用する場合、可能かを十分に検証したうえで～と記載がありますが検証は市と行うのでしょうか？	検証は市が行います。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
80	要求水準書	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	C		「シアターは、一度に６名程度の鑑賞者が滞在できる広さ」とあり、添付資料7-2には計6篇の映像コンテンツが示されています。少人数の空間でコンテンツ数が多いと混雑が予想されますが、必ず見る展示ではなく、見たい人が自由に出入りするような位置づけでしょうか。運用イメージをご教示ください。	整備要件は、要求水準書に示すとおりです。 運用イメージについては提案を求めます。
81	要求水準書	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	C		「事業期間中に1度はコンテンツの内容を更新」とありますが、陳腐化など必要に応じて対応するということでよろしいでしょうか。	本件に限らず、要求水準書等において事業者に求めていることは、必要に応じてではなく必ず、実施いただくものです。 なお、更新時期については、陳腐化の状況等も考慮しながら、市と事業者で協議の上、決定することとします。
82	要求水準書	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	C		「事業期間中に1度はコンテンツの内容を更新」は何業務にあたり、どのサービス対価から支払われるのでしょうか。	各サービス対価に含まれるものについては、事業契約書（案）別紙５に規定しています。 ご質問の件に限らず、市は、別紙５とは別に、各サービス対価の構成を説明する考えはありません。
83	要求水準書	29	Ⅲ	3	(2)	⑤	F		F交流展示の「くらしの変化」（仮称）について「博物館資料は展示替えを想定している。」とありますが、展示構成は生かしたまま、博物館資料現物だけを入れ替えるという理解でよいでしょうか。また、展示替えの頻度について想定があればご教示ください。	ご理解のとおりです。 展示替えの頻度について、現状想定はありません。
84	要求水準書	29	Ⅲ	3	(2)	⑤	F		維持管理の費用についても厳しいことが想定されるため、くらしの変化の展示替えに関する費用については市の負担と考えてよろしいでしょうか。	解説パネル類の制作にかかる費用は事業者の負担とします。 要求水準書Ⅲ3(2)③もご参照ください。
85	要求水準書	30	Ⅲ	3	(4)				改修の要点にある「新たな可動間仕切り壁」と、ケースのガラス面を覆って壁面様にできるよう、「吊りレールによる可動展示壁」とは同じものでしょうか。	「新たな可動間仕切り壁」とケースのガラス面を覆う「吊りレールによる可動展示壁」は別種を想定します。 前者は展示室の間仕切りに使用するもので、広い可動域を必要としますが、後者はケース前を可動域とします。添付資料7-10、7-11をご参照ください。
86	要求水準書	31	Ⅲ	4					体験学習室１の入室人数の目安はありますでしょうか。（〇人程度が同時体験可能など）	特に目安は設けておりませんが、現在の体験学習室（みたいけんラボ）を小学校が利用する際には、1学級が入室しています。
87	要求水準書	31	Ⅲ	4					体験学習室２の視聴覚設備を使用した際の、座席数の目安はありますでしょうか。	現在、喫茶・談話室で市がイベントを開催する際は、座席数を50人程度と想定して使用しています。
88	要求水準書	31	Ⅲ	4					体験学習室1で現在ハンズオンとして展示されている資料類（アジアの玩具や道具）は、博物館の所蔵資料/消耗備品どちらの扱いになっているかをご教示下さい。	現在体験学習室１で活用している資料は、博物館の所蔵資料ではありません。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
89	要求水準書	31	Ⅲ	4					上記に関連して、展示内容を刷新し、新たに展示資料が追加される場合、資料/備品どちらの扱いになりますか。（体験学習室１の展示資料の収集及び保存管理の主体は市か事業者か）	現時点では、体験学習室(1)で活用する物品に、博物館法上の博物館資料を想定していません。 要求水準書Ⅶ４(5)に示すとおり、体験学習室（１）で展示する物品（什器およびハンズオンアイテム、模型、造作物、図書・刊行物等）は、事業者の管理となります。
90	要求水準書	32	Ⅲ	6					収蔵庫のピロティーを活用するにあたり、ピロティー部分の柱、床や軒部分に対して可能な範囲で変更を加えることは可能でしょうか。	可能です。
91	要求水準書	33	Ⅲ	6	(3)				桜（9本）は、すべて敷地内に移植とすることとあるが、移植後枯れた場合は保証しなくて良いか。	要求水準書VI7(4)等に定める要求水準を満たすために最大限必要な措置を講じた場合は、移植後に万一、枯損が発生した場合でも、事業者に責任は求めません。
92	要求水準書	33	Ⅲ	6	(3)				桜（9本）の移植となっていますが、桜の移植は極めて成功率が低いため枯れても事業者の責任とならないようにお願い致します。また、現在の桜の場所と移植先を明示願います。	91番の回答をご参照ください。 現在の桜の位置は、添付資料1「劣化診断調査結果(植栽)」のNo.844～853に示すとおりです。移植先は事業者の提案に委ねます。
93	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	ア		アスベストについて公表資料されている内容は、提案時に費用、工期ともに見込むことができますが、それ以外のものは現時点では判断ができません。選定後の調査にて発見された場合は別途費用と工期をお認めいただくとの認識でよろしいでしょうか。	本件に限らず、要求水準書において定める事業者の業務は、本事業の事業費で事業者が対応することが大前提です。 本件は、要求水準書Ⅳ(3)①アにおいて、添付資料１を参照するだけでなく、事業者にて調査を実施した上でアスベストを適切に除去することを定めていることから、ご質問文中にあるように、「選定後の調査にて発見された場合は別途費用と工期」を認めることは不可です。 なお、配管・ダクトパッキン類については、全てアスベストを含有していると見込んで事業費を積算しています。
94	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	ア		上記質疑、仮に想定で事前に見込んで置くような指示が出た場合、含有する内容を想定で検証する場合、参加者により見込む内容が異なり、事業者選定時に公平な評価にいたらない可能性があります。公表資料以上を見込む必要があるのであれば、内容をお示しいただきたいです。	93番の回答をご参照ください。
95	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	イ		敷地内に現場事務所を設置する場合、既存建物内外部含め設置してはいけない場所等の条件はありますでしょうか。	設置場所について、特に条件はありません。
96	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	イ		セミナー室（１）を什器の保管場所として想定しているとありますが、この部屋は壁の撤去及び床の張替の予定もあり、継続的に保管場所として利用するには不適当と考えます。什器の保管場所としては、改修範囲が天井だけとする部屋への変更は可能でしょうか。	セミナー室(1)に代わる什器の保管場所の提案は可能です。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
97	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	イ		「・施工期間中、一時的に什器を保管する諸室もあるため～施工期間中、書庫1-1とセミナー室　（1）を什器の保管場所として想定している。」とございます。 　書庫1-1・セミナー室（1）については、先行で改修し什器を保管すると考えてよろしいでしょうか。また、什器移動後の出入りはないものとして考えますが、施錠等のセキュリティはどのようにお考えでしょうか。	ご理解のとおり、先行して改修することを想定しています。什器移動後の出入りは原則ないものとし、常時施錠を考えています。
98	要求水準書	36	Ⅳ	2	(3)	①	イ		既存の什器は書庫1－1・セミナー室(1)に保管し、美術品は収蔵庫棟に保管するという認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	37	Ⅳ	2	(3)	①	エ	（ア）	Fukuoka Wall Art Projectで使用する仮囲いの仕様の指定はありますでしょうか。また、どういった作品を想定されてますか。	仮囲いの仕様に指定はありません。 Fukuoka Wall Art Projectで受賞した作品を掲出します。
100	要求水準書	37	Ⅳ	2	(3)	①	エ	（ア）	事業者は「作品設置に協力すること」とあるが、作品設置に関わる制作費・施工費は、市の負担という認識でよいか	事業者の負担とします。
101	要求水準書	37	Ⅳ	2	(3)	①	エ	（ア）	仮囲いの一部を使用とあるが、作品設置における費用および時期等は本事業に含まれているのか？	本事業に含まれます。
102	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				移転先（仮設事務所・改修後本館事務所）のレイアウト図は市で作成するのか？	選定された事業者と協議の上で決定します。
103	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				8-2,3什器リスト上の物品と現物との照合をどのように行うのか？市が事前に張り紙をするのか？	具体的な方法については、選定された事業者と協議の上で決定します。
104	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				什器以外の物品（図書や書類等）は職員で箱詰・運搬・箱出という認識でよいか？	基本的に事業者にて対応してください。 ただし箱詰については、部分的に（執務スペースの物品等）市職員が行うことを想定しています。
105	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				什器以外の物品（書類等）の梱包資材（段ボール等）は市で準備するのか？	事業者にて準備してください。
106	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				仮設事務所の完成時期に規定はありますでしょうか。 令和8年度中に仮設事務所が竣工できればよろしいでしょうか。	本館等の休館開始予定日前に使用できるように構築し、休館後に引越しを行うことを計画しています。
107	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				添付資料８－２什器リスト（移設分）はExcel形式でいただくことは可能か？	入札参加資格審査通過者に対し、必要があれば提供します。
108	要求水準書	41	Ⅴ	3	(1)				添付資料８－３什器リスト（廃棄分）はExcel形式でいただくことは可能か？	入札参加資格審査通過者に対し、必要があれば提供します。
109	要求水準書	41	Ⅴ	3	(2)				今回の要求水準書にて収蔵品移転「支援」と表現を変更いただいております。文字通り支援であり、移転業務自体は運送会社への支払を含め市の実施ととらえてよいか。	要求水準書Ⅴ3(2)に示す業務は、全て本事業において事業者が対応してください。
110	要求水準書	41	Ⅴ	3	(2)				今回の要求水準書にて収蔵品移転「支援」と表現を変更いただいております。支援の具体的内容をご教示ください。	109番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
111	要求水準書	41	V	3	(2)				支援を実施する場合はスケジュール上の調整と実施に当たってのサポート、諸室燻蒸等が事業者の業務範囲ととらえて良いでしょうか。	109番の回答をご参照ください。
112	要求水準書	41	V	3	(2)				もし、事業者の負担で収蔵資料を移転する場合には、万一の破損の際の責任等の面から、梱包を行った会社での移動・開梱が望ましいため競争性も働かず、現時点で内容も不明の為見積もり内容の検証も事業者側ではできません。その分の費用や変動リスクを事業者側に負わせるのは適正でなく過重と思われますがどのように考えればよろしいでしょうか。	事業者による収蔵資料移転中の偶然な事故にも市が付保する動産総合保険が適用されますので、市もリスクを負っていると考えます。
113	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵資料の破損が万が一発生した場合、梱包時、移動時、開梱時のいずれの段階の破損か特定できない可能性があるかと存じます。破損時のリスク分担について、考え方をお示しください。	収蔵資料の移転は、移動前の養生から開梱まで事業者がすべて実施するため、事業者の責めに帰すべき事由により展示品等の破損が生じた場合は、いずれの段階の破損であるかにかかわらず、事業者がその責任を負うものと考えています。 なお、市が付保予定の動産総合保険で下記のケースでの偶然な事故をカバーできることを保険会社に確認済みです。 ①常設展示室から収蔵庫への資料移動の事故 ②収蔵庫内で移動前の養生作業中や収蔵庫内で開梱作業中の事故 ③収蔵庫から収蔵庫への移動中の事故
114	要求水準書	18	I	11	(3)				収蔵品・什器を移設中、仮に事業者が破損等させた場合も動産総合保険が適用されるか？	113番の回答をご参照ください。
115	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵品移転支援事業費に関して、積算根拠参考資料として、市にて事業費設定された際の参考見積額、保険設定、収蔵品点数や梱包グレード等の内容の詳細をお示しください。	本件に限らず、事業費積算根拠資料等は一切、開示しません。
116	要求水準書	41	V	3	(2)				市にて事業費検証された際の収蔵品移転支援事業費に関してご提示が難しい場合は、移転費の変動リスクについて市側に設定を希望しますが、そうでない場合サービス対価への物価変動等の反映にて協議調整できるという認識で良いか。	ご質問の「移転費の変動リスクについて市側に設定を希望」というのが、実際にかかった収蔵資料等移転支援業務の費用が事業者による事前の見込み額よりも高額となった場合に超過分を市が負担する、といった趣旨であれば、そのような対応は致しません。 また、ご質問の「そうでない場合サービス対価への物価変動等の反映にて協議調整」というのが、上述の超過分を、事業契約書（案）別紙5の「開館準備・開業準備業務の対価（サービス対価B）の改定」において定める物価変動による対価の改定方法を準用し、抱き合わせで改定（物価変動分の反映 ＋ 当該超過分の補填）する前提で市と協議・調整したいという趣旨であれば、そのような協議・調整には一切、応じません。
117	要求水準書	41	V	3	(2)				「動産総合保険」は燻蒸後の収蔵品劣化等はカバーされているか？	カバーされていません。
118	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵庫棟（収蔵庫A,B,C）の燻蒸は事業者が行うのか？	事業者が行ってください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
119	要求水準書	41	V	3	(2)				燻蒸方法（薬剤等）に指定はあるか？	燻蒸方法は、市と協議の上決定してください。 ただし、薬剤は公益財団法人文化財虫菌害研究所認定薬剤であり、かつ、殺菌殺虫に効果のあるものとします。
120	要求水準書	41	V	3	(2)				燻蒸の時期はいつを想定しているのか？	要求水準書Ｖ3(2)に示すとおり、令和8年度、収蔵庫棟への収蔵資料の移転完了後の実施を想定しています。
121	要求水準書	41	V	3	(2)				燻蒸後の収蔵品劣化等が発生した場合は市の責任となるのか？	収蔵品劣化等が、事業者の燻蒸方法が不適切だったことに起因して発生したということが、客観的に証明された場合にのみ、事業者がリスクを負うものとします。
122	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵庫・常設展示室・仮収蔵庫等の収蔵資料のリストはいつ開示されるのか？	選定された事業者にのみ開示します。
123	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵資料移転に伴う収蔵品は梱包してある状況か？	本館から館内を通って収蔵庫棟に移動させるため、車両等による長距離移動に耐えられるような梱包はしていません。 移転のために、簡易な養生を行う必要があると想定しています。
124	要求水準書	41	V	3	(2)				R9年度、R10年度の開梱後の資材処分が発生した場合は事業者の費用で処分となるのか？	ご理解のとおり、本事業において処分してください。
125	要求水準書	41	V	3	(2)				R8年度・R10年度什器移転後の什器はアンカー等の施工が必要か？	移転後の什器について、設置施工が必要です。
126	要求水準書	41	V	3	(2)				常設展示室改修後の展示物の展示作業は市で行うという認識でよいか？	展示物のうち、博物館資料等の展示作業は市が行います。
127	要求水準書	41	V	3	(2)				収蔵庫棟へ移転する什器と書庫1－1・セミナー室⑴に保管する什器の棲み分けはありますでしょうか。	添付資料8-2をご参照ください。
128	要求水準書	41	V	3	(2)				燻蒸設備が撤去となっておりますが、新たな燻蒸方法をご教授ください。	現在のところ、二酸化炭素を主成分とする薬剤による被覆燻蒸を想定しています。
129	要求水準書	42	V	4	(1)	①	イ	（ア）	宿根草等の多年草を中心とした植物園やそれに類する施設において、植栽管理の業務に3 年以上従事した経験を有する者とは、ナチュラリスティックガーデンの管理に3年以上従事した経験を有する者との理解でよろしいでしょうか。	ナチュラリスティックガーデンに限らず、宿根草等の多年草を中心とした植物園やそれに類する施設における従事経験を求めます。
130	要求水準書	42	V	4	(1)	①	イ	（ア）	上記植栽工事経験を証明する書類には契約書が必要でしょうか。	不要です。ただし、必要に応じて市から確認を求めることがあります。
131	要求水準書	43	V	4	(1)	①	ウ	（ア）	植付けの対象範囲内は土壌がある状態ですか。	南側広場整備工事のなかで、良質客土（d=300mm）とする計画としております。
132	要求水準書	43	V	4	(1)	①	ウ	（ア）	土壌の仕様をお示しください	131番の回答をご参照ください。
133	要求水準書	43	V	4	(1)	②			低木地被エリアは土壌がある状態ですか。	南側広場整備工事のなかで、良質客土（d=300mm）とする計画としております。
134	要求水準書	43	V	4	(1)	②			土壌の仕様をお示しください	133番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
135	要求水準書	43	V	4	(1)	②			落札決定から施工開始まで時間がなく植物の種類によっては手に入らない植物があった場合は変更は可能ですか。	要求水準書Ｖ4(1)①ウにおいて、植物の構成や種数は指定していますが、具体的な品種までは指定していませんので、入手可能な品種を事業者にて選定の上、南側広場の開業に間に合うように植付を行ってください。なお、要求水準書Ｖ4(1)①ウに示すとおり、事業期間中に植物の構成や種数を変えることは妨げません。
136	要求水準書	43	V	4	(1)	①	イ	（イ）	宿根草等の多年草を中心とした植物園やそれに類する施設において、植栽管理の業務に10 年以上従事した経験を有する者とは、ナチュラリスティックガーデンの管理に10年以上従事した経験を有する者との理解でよろしいでしょうか。	129番の回答をご参照ください。
137	要求水準書	43	V	4	(1)	①	イ	（イ）	上記植栽工事経験を証明する書類には契約書が必要でしょうか。	130番の回答をご参照ください。
138	要求水準書	43	V	4	(1)	①	ウ	（ア）	「ガーデンエリア」以外の部分においても、植え付けて管理する提案を妨げるものではないと記載されていますが、「低木地被エリア」にもナチュラリスティックガーデンの植栽植付の提案は可能でしょうか。	「実施方針等に関する質問と回答（令和７年３月３日公表・３月27日修正）」の195番をご参照ください。
139	要求水準書	43	V	4	(1)	①	ウ	（イ）	宿根草・多年草＝ナチュラリスティックガーデンではないと理解しているが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書Ｖ4(1)①ア（ア）に示す定義を逸脱しないガーデンを形成・管理してください。
140	要求水準書	44	V	4	(3)				レストラン施設の厨房設備についてリスト（添付資料6-3）参照とあるが、レストラン提供予定メニュー上で不要な設備はすべて省いて良いか。または本館のユニークベニュー活用時の飲食提供機能を担保するために、レストランメニュー構成に関わらず必須指定となる厨房設備指定があるか	要求水準書Ｖ4(3)において、 「厨房設備については、【添付資料 6-3 レストラン施設内厨房設備リスト】を参考とすること。ただし、当該資料において示す厨房設備の配置、仕様、種類等はあくまで想定される一例を示したものであり、事業者の運営する飲食施設の業態や規模に対して十分な厨房設備を調達すること」 と規定しております。 これは、全く同じ厨房設備でなくても同等以上の機能を有するものであれば良いこととして、応募者が想定する提供メニュー等に応じて提案頂くことを意図したものです。 他方で市は、ユニークベニュー活用を含め様々なメニューに対応できること、さらには本事業終了後に別のレストラン運営企業が運営することとなっても対応できること、を前提として厨房設備を想定し、事業費としても積算していますので、事業提案書作成時の想定メニューに影響がないからという理由で添付資料6-3に示す厨房設備の一部を省くということは、認められません。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
141	要求水準書	44	V	4	(3)				・ レストラン施設の内装工事や設備工事（厨房設備の調達・据付を含む）を、事業者の負担により実施すること。 ・ 厨房設備については、【添付資料6-3 レストラン施設内厨房設備リスト】を参考とすること。～」とあります。 一方、添付6－1の工事区分表では、B・C工事は独立採算の範囲内で飲食事業者が実施とあり、これらの表には厨房設備工事の文言はありません。 前回質疑192では、厨房設備は開館準備のサービス対価の範囲内で事業者が実施とあります。 以上より、厨房設備工事以外の工事はサービス対価に含まず、事業者（飲食事業者）が独立採算として実施し、厨房設備はサービス対価の範囲内で、事業者が実施するという解釈で合ってますでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	44	V	4	(3)				「・ レストラン施設の内装工事や設備工事（厨房設備の調達・据付を含む）を、事業者の負担により実施すること。 ・ 厨房設備については、【添付資料6-3 レストラン施設内厨房設備リスト】を参考とすること。ただし、当該資料において示す厨房設備の配置、仕様、種類等はあくまで想定される一例を示したものであり、事業者の運営する飲食施設の業態や規模に対して十分な厨房設備を調達すること。」とありますが、本事業外で市が整備する内容に厨房設備は含まないという主旨でしょうか。レストラン施設の給排水設備、通信環境など電気設備等（空配管が施設されているのかどうか等）どの程度の状態で引き渡しがあるのか、具体的にお示しください。	厨房設備については、141番の質問・回答をご参照ください。 レストラン施設のインフラについては、【添付資料6-1　南側広場実施設計資料】をご参照ください。 また、レストラン施設の設備等については、南側広場工事の工事発注図面を、希望する事業者に対して順次貸与します。255番の回答をご参照ください。
143	要求水準書	45	VI	1					博物館として求められる機能や性能を維持しつつ、効果的かつ効率的な維持管理を行うため、維持管理・運営の各スタッフの作業をラップさせることで、合理的な人数配置とすることは可能でしょうか。	要求水準書において人員を指定する業務については、業務対象時間内に常に規定の人数以上が配置されていれば、各スタッフが受け持つ業務の範囲については指定しません。 なお、要求水準書Ⅱ6(2)②に示すとおり、人員を指定する業務でない場合も、要求水準を満たすために必要な人員を配置してください。
144	要求水準書	46	VI	2	(2)				2026年4月の維持管理開始に伴う積算のため、現在実施している保守点検および委託業務について、その業務の内容および委託先の名称を先行してお示しください。難しい場合、業務の内容（業務の名称）だけでも良いので開示ください。	入札参加資格審査通過者にのみ貸与を予定していた【添付資料18　建築設備保守管理業務（設備管理）仕様書（令和 6 年度分）】、【添付資料 19　各設備の維持管理に係る委託実績リスト（過去 3 年分）】について、入札参加資格審査結果通知日以前の貸与を可とします。入札説明書及び様式集を修正します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
145	要求水準書	47	VI	3	(1)	（イ）			製作された展示物に関する要求水準がありませんが、維持管理の対象外という理解で良いでしょうか。	常設展示室や体験学習室（１）におけるハンズオン・アイテムやディスプレイ等の機器類のほか、製作した模型や造作物についても、軽微な清掃や点検を日常的に行ってください。要求水準書のⅦ4(2)②ウおよびⅦ4(5)②ウを修正します。
146	要求水準書	48	VI	3	(1)	②	ア		前回の質疑204で「P43の交流施設・レストラン施設の什器・備品・設備・内装は維持管理業務（保守点検、修繕、更新など）の対象内でサービス対価から賄われるという理解で良いでしょうか。」に対して、イニシャルコストは開館準備に含まれると回答いただきましたが、サービス対価で調達したそれらのものの、ランニングに係る保守点検、修繕、更新の費用は、いずれの業務に該当しますでしょうか。またサービス対価の範囲内、外をお教えください。	要求水準書Ⅵ6「レストラン施設の維持管理業務 」に該当します。入札説明書Ⅰ4(2)に示すとおり、レストラン施設の管理運営については、事業者が独立採算にて実施してください。 維持管理の対象には、サービス対価で調達した什器・備品・設備・内装等も含まれます。
147	要求水準書	48	VI	3	(1)	②			既設中央集塵装置については、事業者の維持管理業務の対象外と考えてよいか。	問題ありません。
148	要求水準書	52	VI	3	(2)	②			現在の昇降機保守点検の点検仕様内容は、フルメンテナンス・POGのどちらでしょうか。（荷物用2基、お客様用1基、ダムウェーター1基）	フルメンテナンスです。
149	要求水準書	52	VI	3	(3)	②			休館中は本館の機械設備運転監視・日常点検の配属要員が不要との理解でよろしいでしょうか。不要の場合は、夜間も機械設備運転スタッフは不在となります。	令和９年３月までは市の負担にて本館の運転監視・日常点検を実施します。休館期間（令和９年４月～引渡し）は本館の工事期間となるため、本館の運転監視・日常点検は不要です。ただし、休館期間（令和９年４月～引渡し）の収蔵庫棟の運用に係る運転監視・日常点検は本事業の範囲です。 また、本館等供用開始前の設備点検業務の分担を示した【添付資料24 設備点検業務等分担表】を公表しますので、そちらもご参照ください。
150	要求水準書	52	VI	4	(2)				休館中の収蔵庫の機械設備運転監視・日常点検は、不要との理解でよろしいでしょうか。	令和９年３月までは市の負担にて収蔵庫棟の運転監視・日常点検を実施します。休館中（令和９年４月～改修後の引渡し）の収蔵庫の運転監視・日常点検は本事業の範囲です。 また、本館等供用開始前の設備点検業務の分担を示した【添付資料24 設備点検業務等分担表】を公表しますので、そちらもご参照ください。
151	要求水準書	53	VI	4	(3)				収蔵庫棟の設備不具合により、既定の温湿度設定が保てない場合の責任は発注者側の負担という認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第11条に基づき、事業者の責に帰すべき事由による場合は事業者側のリスク負担とします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
152	要求水準書	54	VI	7	(1)	③	ア		「事業期間中に市と事業者が協議し、DX等の技術を活用した警備方法の導入により、下表に示す人員数での有人警備と同等の警備業務が履行できると市が認めた場合には、この限りではない」と記載されていますが、事業期間中のみならず入札時の提案時において市が認めてもらうことは可能でしょうか。 本事業はPFIであることから、性能発注でありPFI事業者等との連携や警備システムとのバランスによって警備の配置人員を検討すべきことから提案時にも認めてもらいたいと考えております。	原案のとおりとします。 当面は、要求水準書に示すとおりの数の人員を配置することを前提としてください。
153	要求水準書	54	VI	7	(1)	③	ア		有人警戒警備の人数ですが、博物館に求められる安全・安心を担保しつつ、表内の人数に寄らず、合理的な人数の設定は可能でしょうか。	152番の回答をご参照ください。
154	要求水準書	54	VI	7	(1)	③	ア		人員配置について、「事業期間中に市と事業者が協議して」と記載されていますが、入札時のご提案により人員配置変更も可能でしょうか。	152番の回答をご参照ください。
155	要求水準書	54	VI	7	(1)	③	ア		休館中（施設引渡後）立哨（よかとぴあ通り）とございますがこちらの配置は屋外の門衛所を想定されていますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
156	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	ア		混雑時の周辺道路の渋滞も含めた車の案内、誘導とございますが、警備業務と駐車場運営業務との業務分担は提案してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
157	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	ア		混雑時の周辺道路の渋滞も含めた車の案内、誘導とございますが、通常時（イベント時含まず）にどれくらいの頻度で必要となるか参考に提示いただけませんでしょうか。（開館日の配置実績時間等）	混雑に関する統計はとっていませんが、特別展開催期間中の土日、特に会期末に混雑する場合があります。
158	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	ウ		巡回業務は開館時間以外も最低1時間ごとに必要でしょうか。機械警備を併用しているので閉館後は巡回警備の頻度は間隔をあけることも可能と思われます。	閉館後は、館内の巡回は不要です。屋外は最低１時間ごとに巡回警備が必要です。
159	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	エ		本館の機械警備で使用する機器（センサー等）は、現在設置してある機器類をそのまま使用することは可能でしょうか。それとも新しく新設でしょうか。	事業者の判断に委ねますが、事業期間中を通じて要求水準書に示すとおりの性能を維持できるようにしてください。 添付資料3-1「E-02」を修正します。
160	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	エ		収蔵庫に設置する機械警備機器は、事業者の負担で設置でしょうか。	収蔵庫棟に設置する監視カメラ、パッシブセンサーは市発注の工事で整備します。 また、412番の回答をご参照ください。
161	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	エ		機械警備信号は、外部に移報が必要でしょうか。	不要です。
162	要求水準書	55	VI	7	(1)	④			休館中の収蔵庫棟、南側広場の巡回警備の頻度は、最低1時間1回でしょうか。	最低1時間1回としてください。
163	要求水準書	56	VI	7	(2)	③	ア		休館期間中の清掃業務は、来館者がいないため、事業者の判断で、通常よりも清掃頻度を減らす等の対応は問題ないでしょうか。	令和9年3月までは市の負担にて清掃業務を実施します。 令和9年4月から引渡しまでは、本館の工事期間となるので、本館内の清掃は不要です。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
164	要求水準書	57	Ⅵ	7	(2)	③	ウ エ		現在の本館における外壁（カーテンウォール・ガラス）および、建物内の共用部床の定期清掃の年間実施回数について、ご教示ください。	外壁は年４回、共用部床の定期清掃は年２～６回です。 また、144番の回答をご参照ください。
165	要求水準書	59	Ⅵ	7	(3)	④			維持管理業務において、燻蒸作業自体は事業者の業務範囲ではないと認識しているが、その補助作業が事業者側に発生するか。（３）環境衛生管理業務④特記事項がそれを指しているという理解でよいか。	本館等供用開始後の燻蒸作業は市が実施します。要求水準書Ⅵ7(3)④に示す「必要な協力」とは、主に燻蒸作業に伴う資料搬出入経路の確保など、市が支障なく業務を行うために必要な配慮を想定しています。
166	要求水準書	59	Ⅵ	7	(3)	④			④特記事項について現時点で市が想定される、事業者側へ協力を要請する「作業内容・人数・作業時間・年間実施回数・専門資格の必要有無」を分かる範囲で示してください。想定が難しい場合、現在市が維持管理の委託先等に協力を要請している「作業内容・人数・作業時間・年間実施回数・専門資格の必要有無」等の実績をご教示ください。（常駐する設備管理員等で対応可能な範囲かを確認したいという意図です）	165番の回答をご参照ください。
167	要求水準書	60	Ⅵ	7	(4)	ア			対象敷地内の高木、低木、芝生の種類、樹種、数量をお示しください。	既存樹木については、添付資料1「劣化診断調査結果(植栽)」をご参照ください。 南側広場施工後の樹木、芝の選定については、現時点でお示しすることができません。
168	要求水準書	63	Ⅶ	3	(3)	②			開館時間を延長した日の時間帯別または、17時30分以降の入館者数をお示しください（年報から読み取ることができなかったため）。	【添付資料26　開館時間延長時の入館者数】を公表します。
169	要求水準書	63	Ⅶ	3	(3)	②			開館時間を延長した7月、8月の日ごとの入館者数をお示しください（年報から読み取ることができなかったため）。	【添付資料26　開館時間延長時の入館者数】及び年報を併せてご参照ください。
170	要求水準書	64	Ⅶ	3	(5)				運営業務に係る発行物だが、「発行物の名称や内容は事業者からの提案を踏まえ市との協議により決定」とある。仕様や発行部数も予算に合わせて事業者提案を踏まえ協議により決定と考えてよいか。	問題ありません。
171	要求水準書	65	Ⅶ	4	(1)	②			「車椅子、ベビーカー及び手押し車については事業者が必要な数を用意すること。」とあるが、添付資料8-1 什器リスト（新規調達分）には車いす・ベビーカーの台数が示されている。事業者が必要に応じて増減しても良いという主旨か。	什器リストに記載されている台数は、あくまで最低限確保すべき個数を示したものであり、必要に応じて事業者の判断で適切な数を用意していただく主旨です。
172	要求水準書	66	Ⅶ	4	(2)	①	ア		「現在の料金区分は、一般と高大生があり、それぞれ個人料金と団体料金がある。」とあるが、複数回博物館を訪れる来館者に対して回数券や年間パスポートを発行する等の料金区分の変更は可能か。	市と協議の上、条例改正等の必要な手続きをクリアできれば、変更可能と考えています。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
173	要求水準書	66	Ⅶ	4	(2)	①	イ		「・・7 種類であり、常設展・企画展共通となっている（ちぎりが2 枚ある）。」「現在は券種ごとの100 枚1 冊綴を、50～300 冊単位で年2～3 回発注し、印刷している。」と例示がありますが、適切な管理ができる場合は仕様に指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	仕様の指定はしませんが、事前に市と協議して決定するものとします。
174	要求水準書	68	Ⅶ	4	(2)	⑤			⑤ 常設展図録の制作・販売・頒布業務において、「市の求めに応じて、常設展図録の制作、印刷、販売、頒布等の業務に協力すること。」とあるが、展示室内での対応か、ショップでの対応となるか。具体的に事業者に対してどのような内容を想定されていることをお示しください。	ミュージアムショップにおける委託販売や、販売促進を目的とした館内外での情報発信などを想定しています。
175	要求水準書	70	Ⅶ	4	(4)	④			通信費算出にあたり、1展あたりで想定される発送件数と所要部数をご教示頂きたい。	庁内メール（無料）で送付可能な送付先80件超を、事業者の業務として想定しています。
176	要求水準書	70	Ⅶ	4	(5)	②			体験学習室１の利用案内スタッフは２名程度を想定しており、また、業務内容として、「来館者の求めに応じて、閉架図書の閲覧や特別観覧について案内を行うこと。 」とあります。 隣接する特別閲覧室の受付スタッフは市と事業者どちらの業務分担となりますでしょうか。体験学習室１の利用案内スタッフに含む考え方でしょうか。	閉架図書の閲覧や特別観覧の受付は、市が行います。 事業者には、来館者の求めに応じて、閉架図書の閲覧や特別観覧に関して必要な手続き等、利用に関する簡単な案内を行い、来館者と市をつなぐ役割を担うことを求めます。
177	要求水準書	72	Ⅶ	4	(6)	①			「令和8 年4 月より事業者に実施を求める業務について、実施前年度からの準備が必要なものについては、市が前年度の準備（実施要領の作成等）を行う。業務の分担や引継ぎについては、市と十分に協議を行うこと。」とあるが、Ｒ８年度業務に関してプログラムに係る資料や材料等の手配も市にて行うということか。教材等準備物の事業費規模を見積もれるよう、過去制作費実績値が分かる資料のご提示をお願いします。	令和８年度事業につきましては、時間的な制約があることから実施要領の作成及び各学校への案内、申込受付、実施校の決定は令和７年度中に市が行いますが、資料・教材の準備は事業者にて対応してください。 なお、教育普及事業に際して購入した、教材購入費を含む消耗品費購入額（決算額）は下記のとおりです。 令和5年度　2,810,000円 令和4年度　2,730,000円 ※1万円未満切り捨て ※令和6年度分は決算額未確定ですが、おおよそ５年度・４年度と同額となる見込みです。
178	要求水準書	75	Ⅶ	4	(6)	③			博物館出前学習の教材を人数分作成・配布とあるが、過去制作費実績値が分かる資料のご提示をお願いします。	教育普及事業のうち博物館出前学習のみの実績値を区分して示すことができません。 なお、教育普及事業全体に関する実績値については、177番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
179	要求水準書	72	Ⅶ	4	(6)	①			市民の参画について、ここには記載のないフラワーボランティアや市が独自に募集をかけるワークショップボランティアなどは、市にて管理するという認識で良いか。	事業者の業務範囲にかかるボランティアは、事業者にて管理いただきます。 なお、現在、博物館の花壇の管理は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会に登録されているフラワーボランティアにて行っていただいています。 花壇の管理は事業者の業務範囲ですので、フラワーボランティアが継続して本施設での活動を希望される場合についても、事業者にて対応してください。
180	要求水準書	76	Ⅶ	4	(6)	⑥			福岡ミュージアムウィークの広報印刷物業務において、封詰め等発送準備の対象件数、及び近隣持参対象施設数は何件程度を見込んでいるかご教示頂きたい。	令和6年度は、発送10件、持参１件です。
181	要求水準書	77	Ⅶ	4	(9)				（９）図書管理業務の項目にある「図書コーナー」はセミナー室（２）を指すと理解してよいでしょうか。その場合、図書の管理やレファレンスを行うスタッフはセミナー室（２）に常駐する想定でしょうか。 なお、添付資料３－１のA-01-4-2では、セミナー室（２）は、「読書室としての機能は削除」「図書を配架し、占用のない時間帯は来館者に開放する。」とあります。	「図書コーナー」は、セミナー室(2)及び体験学習室（１）等への設置を想定しています。 スタッフの常駐は想定していません。
182	要求水準書	79	VII	4	(12)				「ユニークベニューとしての活用形態は、事業者が市に条例に定める使用料を払った上で、当該規定(貸出条件・利用料金等)に従い、他の民間事業者に活用してもらう(賃料を払ってもらう)方法」とあるが、事業者が他の民間事業者に定める利用料金については、事業者の方で定めても良いか。	事業者にて設定した上で、市の承認を得てください。
183	要求水準書	79	Ⅶ	4	(12)				「市は、本施設（特に、グランドホール、常設展示室、南側広場 等）がユニークベニューとして有効に活用されることを期待している」とありますが、展示室内での飲食は可能でしょうか。常設展示室のみでしょうか。ユニークベニュー貸出時のみなど、市の本館館内飲食ルールについてお考えをお示しください。	休憩スペース及びキッズスペースは、不特定多数の利用者による飲食を可とします。 講堂、体験学習室（２）及びセミナー室(1)・(2)は、原則、許可利用者による原状復帰を前提として飲食を可とします（例：学校利用時の昼食休憩、お菓子づくりワークショップの開催等）。 その他、1階グランドホール及び2階ミュージアムモールは、蓋つき容器入り飲料の飲用を可とすることを想定しています。 なお、展示室（常設展示室に限らない）内は飲食不可ですが、ユニークベニューによる貸出時のみ、利用者による原状復帰を前提として飲料・軽食の提供を可とする想定です。
184	要求水準書	79	Ⅶ	4	(12)				平常時／ユニークベニュー貸出時に分け、市の本館館内範囲・飲食ルールについて基本的なお考えをお示しください。	183番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
185	要求水準書	79	Ⅶ	4	(13)				「国の文化芸術振興費補助金等の補助金や助成金の活用を想定している」とありますが、事務局業務量を見積もるため、現在の申請数・採択数などご教示ください。	福岡市博物館として、現在国等に補助金や助成金の申請は行っていません。
186	要求水準書	80	Ⅶ	4	(14)	①	ウ		運営業務内に備品等管理業務がありますが、一方、P51にも維持管理業務にも、③施設備品等保守管理業務と定義されておりますが、これらの違いがあればお教えください。 どちらも日常的な施設備品を管理しますが、維持管理業務では点検・保全・修繕を行い、運営業務では添付資料8－1の「更新」欄に「○」があるものや破損したものの補充・修繕・更新を行い、それぞれサービス対価内で予算を見込むということでしょうか。どちらにも修繕という言葉がありますが、それらの違いや対象の違いなどあればお教えください。	運営業務・維持管理業務に横断的に位置づけられる業務であるため双方に記載しておりますが、「修繕」等の語句の定義や対象も含め、大きな違いはありません。両方の要求水準を満たすように、サービス対価の範囲内で実施してください。
187	要求水準書	81	Ⅶ	6	(1)				レストラン施設について市でのイベント時の借り上げなどは想定されていますでしょうか。	想定しています。
188	要求水準書	82	Ⅶ	7	(1)	①			入庫時間は２３時までと記載がありますが、出庫の時間規定、翌日の入庫の時間規定をご教示ください。	リニューアル後は、24時間利用可能（ただし23時から翌日7時までは入庫不可）とする想定です。
189	要求水準書	85	Ⅶ	8	(2)	②			「主催者によっては主催者控室等に専用の電話回線をひくことがあるので、その際対応できるようにすること。」とありますが、これまでどのように対応されてきたか具体的にご教示ください。	これまで、専用電話回線の設置は実現しておらず、展覧会に関する問合せを市職員が受電し、展覧会主催者に都度転送する運用としていました。 リニューアル後は、転送作業等の負担が解消されるよう、主催者による専用電話回線の設置に協力したり、問合せを携帯電話で受け付けることを主催者に促す等、適切な対応を事業者にて講じてください。
190	要求水準書	86	Ⅶ	8	(3)	②			「博物館の保有するSNS アカウントを運用する。」とあるが、市も引き続きアカウント権限を持ち独自で発信することを想定されているか。	「実施方針等に関する質問と回答（令和７年３月３日公表・３月27日修正）」の300番をご参照ください。
191	要求水準書	87	Ⅶ	8	(3)	⑤			メディアへの協力業務に関して、「報道対応は基本的に市が行う」とあるが、プレスリリース配信後の問合せ対応、当日取材対応は市が行い、素材提供や校正対応は事業者が担うという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書	87	Ⅶ	8	(3)	⑤			報道対応は基本的に市が行うため、報道における広報リスクは市であるか。	市の判断により発信した情報によって生じるリスクは、市が負担するものとします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
193	要求水準書	88	Ⅶ	8	(4)				2013年の貴館の全面リニューアルの際に、ロゴやVI、サインのデザインなど一貫したブランディングをご作成なされた認識です。デザインポリシーに関しても公開をいただきましたが、今回のリニューアルで使用されるロゴやVI、サインなどのデザインはこれらを踏襲される方針でしょうか？デザインの提案を新たに求めておられますか？	現行のビジュアルアイデンティティは踏襲する予定です。
194	要求水準書	88	Ⅶ	8	(5)				展示や展覧会の関連事業として行うイベントは原則として集客業務とは別に実施すること。とありますが、展示関連イベント、展覧会関連イベント業務のような要求水準が見当たらず、PFI事業とは別の任意の事業を想定されてますでしょうか。	要求水準書Ⅶ4(6)「⑥　教育普及支援・広報業務」において、市が展示・展覧会関連企画を含む様々な催事を実施していること、そして事業者自らも、企画、実施しても良いことを規定しています。 御質問の「展示や展覧会の関連事業として行うイベントは原則として集客業務とは別に実施すること」という規定は、事業者自ら展示・展覧会開催企画として催事を実施する場合に、それは集客イベントとは別のものとして実施頂きたいという趣旨です。
195	要求水準書	88	Ⅶ	8	(5)				「展示や展覧会の関連事業として行うイベント」とは市が行うイベントという理解で良いか。	194番の回答をご参照ください。
196	要求水準書	88	Ⅶ	8	(5)				「展示や展覧会の関連事業として行うイベント」が事業者業務にあたる場合には、要求水準のどの項目が該当するか。	194番の回答をご参照ください。
197	要求水準書								事業者が作成する印刷物等に協賛広告を掲載することは可能か。	可能です。
198	添付資料1	A-77図							既存図　A-77図で特別展示室Aにある天井開閉装置は、使用しない前提で、既存のままと考えて良いですか。	撤去し内装を更新してください。
199	添付資料1	A-77図							既存図　A-77図で特別展示室Aにある天井開閉装置は、使用しない前提で、既存のままと考えて良いですか。	198番の回答をご参照ください。
200	添付資料3-1	A-05							A-05 セキュリティ・ゾーニング計画（１）セキュリティレベルについての表の中で、「バックヤード゛博物館のみが使用するところもあるが、管理はSPC」とある中に、使用者が博物館のみの諸室は原則SPC関係者は入室しない場所と考える。「管理はSPC」の管理とはどのような内容か、諸室内の備品管理・清掃程度のことなのか、ご教示ください。	A-05の右下の「●諸室の鍵の考え方」に示すとおり、諸室の鍵とマスターキーで、SPCが施錠管理を行ってください。
201	添付資料3-1	G-02							執務スペース及び図書室・特別回覧室の書類箱詰めは市職員にて対応か？	基本的に事業者にて対応してください。 ただし、部分的に（執務スペースの書類等）市職員が行うことを想定しています。
202	添付資料3-1	G-02-1							燻蒸室の燻蒸設備は撤去となっていますが、配管・配線等は処理を施して残置でよろしょうか。	問題ありません。
203	添付資料3-1	G-02-3							書庫各室の管理者は市と事業者のいずれを想定しているか。想定があればご教示頂きたいです。(保管物の管理者)	市が管理する物品を格納する部屋については、室内の管理は市とします。

番号	書類名	頁	項	質問内容	回答
204	添付資料3-1	G-02-3		教育普及関連備品、施設貸出付帯備品、事業者が制作する館の刊行物は館内のどの位置に保管させて頂くこととなる想定かご教示頂けますと幸いです。	事業者事務室、倉庫1-1、倉庫1-3、倉庫1-4等を想定しています。
205	添付資料3-1	G-02-4		グランドホール半円の壁に映像を投影できるプロジェクターを設置するとなっていますが、その用途とグレードをご教授ください。	グランドホールでのイベント開催時等に、プロジェクションマッピングを行うために使用することを想定しています。 プロジェクターは、映像コンテンツの品質が低下することがないよう、照射能力等に配慮し、適切な器具を設置し配置してください。
206	添付資料3-1	G-02-5		盗難防止や状態保護の観点で、セミナー室(2)の配架図書の管理はどのような想定でいらっしゃるかご教示いただきたい。	資料的な価値の高い書籍等を配架する予定はありません。配架する図書の管理の方法は、セミナー室(2)の活動内容も踏まえ、事業者にて提案してください。
207	添付資料3-1	G-02-6		事業者が執務のために利用できる諸室は、G-02-2執務部門(事業者)の諸室に加えて、G-02-6その他の「倉庫(1‐1)倉庫(1‐3)倉庫(1‐4)」、「更衣室(1‐1)・更衣室(1‐2)」、「湯沸室(事業者執務室前)」、「荷物格納庫」、「シャワー室」、「中央監視室」、「中央監視室横の休憩室」と考えてよいか。（添付資料8-1 什器リストに、上記の諸室は事業者が必要な什器を整備すること。の記載有り）	問題ありません。
208	添付資料3-1	G-03-2		３．収蔵庫棟工事完了/南側広場～に記載してある①～④を稼働とありますが、収蔵庫棟への配線は、収蔵庫棟工事に含まれてますでしょうか？	収蔵庫棟工事に含まれています。
209	添付資料3-1	G-03-2		本館と収蔵庫棟は1棟扱いで問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	計画通知上1棟扱いとなります。
210	添付資料3-1	G-03-2		G-03-2　ローリング計画02 ４．本館リニューアル工事着工時の南側広場側の仮囲い位置について、本館外壁より約10m程度と見受けられます。この範囲については、どのような状態（地盤状況）で着手できるのでしょうか。	現状の窪地を整地し、平坦な状態で、着手いただきます。
211	添付資料3-1	G-03-2、E-01		受変電設備について既設キュービクル流用の記載がありますが収蔵庫棟工事後は第二変電室となり、盤内のＶＣＴ撤去(電力会社工事)に伴う高圧母線の再接続工事や継電器調整は収蔵庫工事（市工事）にて施工済という認識で問題ないでしょうか。その他、非常放送、自火報、警報設備等も収蔵庫工事分の本館取込み工事も施工済でよろしいでしょうか。	受変電設備についてはご理解のとおりです。 非常放送は、既設アンプが容量不足の為、本館取り込みは行っていません。 自火報設備は、本館取り込み工事を行っています。 警備工事は、収蔵庫専用の簡易システムを設置し、本館警備室で監視可能としています。本館リニューアル時にはシステムを統一する為に、収蔵庫に設置のセンサーは撤去して、新システムでセンサー等を設置する為の収蔵庫内の空配管を設置しています。
212	添付資料3-1	A-01-1-1		１F収蔵庫のダクトの交換は不要となっていますが吹き出し口の交換についてご教授頂けないでしょうか。	吹き出し口の交換も原則不要と考えています。

番号	書類名	頁	項	質問内容	回答
213	添付資料3-1	A-01-1-3		大型トラックが入るように奥行きを広げる検討を行うという整備概要に関して、すでに大型トラック12mが入る奥行き長さはあります。奥行き拡幅検討の目的は何でしょうか。	奥行き拡幅の検討は不要とします。該当箇所を修正します。
214	添付資料3-1	A-01-2-2		調査・研究・執務部門にシャワー室及び、解説員控室に手洗いの図示がありますが、この部分には、床下ピットが無いため排水が納まらないと考えられます。どのようにお考えでしょうか。	砂利ピット（天端は1FL-1650）となっているため、排水の施工は可能と考えます。
215	添付資料3-1	A-01-3-2~5、M-01		添付資料3-1　M-01図では洋風大便器は壁掛け式となっていますが、A-01-3-2~5の平面計画では、壁掛けの場合に必要となる、横引きのためのライニングが見込まれていない計画もあります。壁掛け便器だけではなく、床置き式も可能と考えてよいでしょうか。	M-01図（壁掛大便器）を正とし、ライニングを見込んでください。
216	添付資料3-1	A-01-3-3		平面計画03-3（交流部門）の平面図（リニューアル後）でセミナー室に流し台新設とありますが、床下にピットが無く、近くに既設排水管も無いため、設置はできないのではないでしょうか。	砂利ピット（天端は1FL-1650）となっているため、排水の施工は可能と考えます。 また、基礎梁にΦ140程度の孔を設け（排水管Φ100を想定）、東側の既設配管に接続することを想定しております。
217	添付資料3-1	A-01-3-5		ミュージアムモールの手摺に「手摺を補強し、安全性を高める検討を行う」とありますが、手摺の手摺の安全性の基準については、どの程度のグレードをお考えですか。	グランドホールでのイベント開催時等に、多数の来館者が手摺にもたれかかっても問題ない強度とするか、もたれかからないような工夫等を講じてください。
218	添付資料3-1	A-04-3		ステージと舞台袖間に片開き戸がありますが、資料3-2のA-36図ではカーテンとなっています。どちらが正ですか。建具の場合は仕様をお知らせください。	A-04-3図の片開き戸を正とし、舞台側の仕上げを壁同材としてください。
219	添付資料3-1	A-04-3		講堂のステージについて、床仕上げや耐荷重について、仕様をお知らせください	床仕上げはフローリング材としてください。耐荷重については、【添付資料3-13　基礎的設計補足資料（床荷重表）】を公表します。
220	添付資料3-1	A-10		廊下1-8と1-7の境界に防水シャッターの指示がありますが、廊下1-8のRC壁打ち継ぎ部分等から浸水する可能性もあります。床や壁からの浸水防止についてはどのようにお考えでしょうか。	添付資料に記載したもの（防水シャッターなど）が要求水準ですので、それらを遵守していただければ、それら以外での浸水防止対策までは求めません。
221	添付資料3-1	A-10		廊下1-8と1-7の境界の防水シャッターについて漏水量による等級（JIS A 4716）はどの程度で考えたらよろしいでしょうか。	Ws-6としてください。
222	添付資料3-1	A-10		収蔵エリア区画及び収集・保管部門エリアでの止水対策という記載が外壁部分（赤色の破線部分）にありますが、コンクリート壁でも水圧が掛かると浸水の可能性はあります。どういう対策をお考えでしょうか。	赤色破線部分は、「対策①」に該当するエリアを示したものであり、対策は、「対策①」に記載のとおり、防水シャッターと防水扉を想定しています。
223	添付資料3-1	A-10		収蔵エリア区画及び収集・保管部門エリア以外にも止水対策という記載が外壁部分（緑色の破線部分）にありますが、こちらについてはどういう対策をお考えでしょうか。	緑色破線部分は、「対策②」に該当するエリアを示したものであり、対策は、「対策②」に記載のとおり、止水版を想定しています。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
224	添付資料3-1	A-10							外周部各所に止水版の記載がありますが、接地面から高さ1.0mと考えて良いですか。また漏水量による等級についてはどの程度をお考えでしょうか。	接地面から高さ1.0mとお考えください。 漏水量の等級はWs-3以上としてください。
225	添付資料3-1	S-02							床上部　鉄骨による床新設の床仕上げはどのような仕様でしょうか。	ST-PL t=9の上、VSとしてください。
226	添付資料3-1	S-07							壁撤去位置図01の伏図が構造の既存図の伏図S-4、S-9と異なるようです（特に2階の壁位置）。できれば、壁撤去位置図01の伏図のCADデータを頂けないでしょうか。	【添付資料3-14　基礎的設計補足資料（壁撤去位置・伏図）】をPDFデータにて公表します。
227	添付資料3-1	S-07~10							壁撤去位置図の01～04の解像度が荒く、図面に記載の文字が読み取れないため、読み取れるデータを頂けないでしょうか。	【添付資料3-15　基礎的設計補足資料（壁撤去位置・軸組図）】を公表します。
228	添付資料3-1	E-01	2	1)					受変電設備に記載の実施設計にて、空調機器仕様が確定後に改修の要否を判断すると記載がありますが、原則既存のままとなりますので、改修になった場合の費用は貴市にて負担していただけないでしょうか。	原則、既存の受変電設備で対応可能な空調機器の仕様としてください。実施設計後に改修が必要と判断された場合、市は改修費用を負担しません。
229	添付資料3-1	E-01	2	9)					既存照明機器においてPCBの有無についてご教授ください。	設置年度から推測し、混入していないと判断しています。
230	添付資料3-1	E-01	2	9)					主幹線以外の2次側配線ケーブルに関して、撤去が難しい場所は残置でよろしいでしょうか。	実施設計段階で、事業者との協議を経て、撤去が困難と市が判断した場合は、残置でよいこととします。
231	添付資料3-1	E-01	2	9)					撤去が難しい既存埋設配管は残置でよろしいでしょうか。	問題ありませんが、開口部の閉塞は行ってください。
232	添付資料3-1	E-02	2	12)					LANのシステム、運営企業をご教授ください。	選定された事業者に情報提供します。
233	添付資料3-1	E-02	2	19)					現在運用しているセキュリティのシステム、方法をご教授ください。	警備室に以下設備を設置しています。 ①防犯監視盤（レーダーセンサー、シャッターセンサー、ドアセンサー、リミットスイッチ、非常押しボタンスイッチ） ②ITV設備 ③インターホン設備
234	添付資料3-1	E-02	2	20)					現在運用している防災システムについてご教授ください。	警備室に以下設備を設置しています。 ①火災受信盤（能美防災R-26C） ②防災表示盤 ③防災アンプ架
235	添付資料3-1	M-10							ZEBの実証検討とありますが、ZEBを獲得する必要がありますでしょうか？補助金の使用なども予定があればご教授ください。	認証の取得は要件としませんが、原則ZEB Oriented相当以上となるように検討を行う必要があります。 また、補助金使用の予定はありません。
236	添付資料3-1	M-10							基本計画通りに施工し、ZEBOrientedに達しない場合、事業者に責任がないものと考えてよろしいでしょか。	問題ありません。ただし、添付資料3-1に示す基礎的設計の範囲内で、ZEBOriented相当以上とするために必要な措置は最大限講じるようにしてください。 235番の回答もご参照ください。

番号	書類名	頁	項	質問内容	回答
237	添付資料3-1			添付資料3―2のAC01～20において、既存収蔵庫及び書庫（1-1）を除いて、「メインダクトルートは概ね既存ルートを踏襲、全ての機器・ダクトを撤去し新設」とありますが、添付資料3―１のＭ－01～10内のほとんどの項目には、『更新』とあります。予定価格算出時点での算出根拠をお示し頂けないでしょうか。	既存収蔵庫及び書庫（1-1）を除き、全ての機器・ダクトを撤去・新設してください。 なお、算出根拠は開示しません。
238	添付資料3-1、3-2			添付資料3―2のAC01～20において、既存収蔵庫及び書庫（1-1）を除いて、「メインダクトルートは概ね既存ルートを踏襲、全ての機器・ダクトを撤去し新設」とありますが、添付資料3―１のＭ－01～10内のほとんどの項目には、『更新』とあります。要求水準書の用語の定義にある『更新』は、「点検の結果に基づき要求水準書に満たない部位、部材、機器、備品及び消耗品などを新しいものに取り替える作業をいう」とあります。撤去し新設ではなく、更新と読み替え「メインダクトルートは概ね既存ルートを踏襲、全ての機器・ダクトを更新する」と読み替えても宜しいでしょうか。	237番の回答をご参照ください。
239	添付資料3-1			添付資料3―1のＭ－０４内4）ﾀﾞｸﾄ設備箇所にある「本改修工事を…なくなるため、全て改修する。」とありますが、要求水準書の用語の定義に『改修』がありません。「更新」もしくは「修繕」のどちらかと思われますが、ご教示頂けないでしょうか。	237番の回答をご参照ください。
240	添付資料3-2			今回全体事業費が大変厳しいと考えられます。その中で、積極的な提案を工夫するためにも、以下確認いたします。AC01～20において、既存収蔵庫及び書庫（1-1）を除いて、「メインダクトルートは概ね既存ルートを踏襲、全ての機器・ダクトを撤去し新設」とありますが、既存調査の結果、十分に使用が出来、存置可能と判断された場合は、その可能性については協議により排除しないということでよろしいでしょうか。	不可とします。
241	添付資料3-2			AC01～20において、既存収蔵庫及び書庫（1-1）を除いて、メインダクトルートは概ね既存ルート踏襲、全ての機器・ダクトを撤去し新設とありますが、既存調査の結果、存置可能と判断された場合は、存置の可能性を排除しないとの理解で良いか？	240番の回答をご参照ください。
242	添付資料3-1			既設の電気式床暖房設備は、現状使用しておらず、また使用を前提とした保守点検も行われていないという理解でよいか。また事業者側の提案に含まれていない限り、今後も同様の認識でよいか。	ご理解のとおりです。今後も同様の認識で問題ありません。
243	添付資料3-1			工事中に使用できる出入口としては、ローリング計画02に記載あるように、東側（現入口）を使用できるものとして考えてよろしいでしょうか。	近隣との協議で、工事用車両出入口を博物館東側道路に設置することは不可とされています。収蔵庫棟工事の出入口を使用するか、新たに博物館西側道路に出入口を設ける計画としてください。 該当箇所を修正します。

番号	書類名	頁	項	質問内容	回答
244	添付資料3-1、3-2	A-01-1-1、M-SP-06		収蔵庫廻りの整備概要では、各収蔵庫はメザニン床下部にもガス消火設備を設置するとありますが、添付資料3-2のM-SP-06 ハロゲン化物消火設備の図面には増設の記載がありません。メザニン床を通気性に改修するので、床下のガス消火設備は不要と考えてよろしいですか。	本事業において事業者にて消防協議を進めて頂く中で指摘を受けた場合には、必要な対応を行ってください。
245	添付資料3-1、3-2	A-01-1-3 A-01-2-1、A-27~37		資料3-1　A-01-1-3　書庫(1-2)の両開き戸や、A-01-2-1の親子開き戸にセキュリティーの記載がありますが、建具表では改修建具となっていないものもあります。セキュリティーとある建具については、どういった内容を見込めばよいでしょうか。	添付資料3-1「A-05」に示すとおり、鍵によるセキュリティとしてください。
246	添付資料3-1、3-2	A-07-1、A-36,37		添付資料3-1　A-07-1　防災計画01では1階のグランドホールに面するトイレの入り口及び2階のミュージアムモールに面するトイレの入り口で防火区画をしていますが、添付資料3-2　A-36、37では、防火設備が見込まれていません。防火設備を見込むことでよいでしょうか。	問題ありません。
247	添付資料3-1、3-2	A-07-1、A-37		添付資料3-1　A-07-1　防災計画01では2階の休養スペースキッズスペース間でX18通りが防火区画となっていますが、添付資料3-2　A-37図では、防火設備が見込まれていません。防火設備を見込むことでよいでしょうか。	問題ありません。
248	添付資料3-2	A-02		内部仕上げ表でFK　無石綿ケイ酸カルシウム板のところは、EP-G塗装を見込むと考えてよろしいですか。	問題ありません。
249	添付資料3-2	A-02		内部仕上げ表では、1階ロビー（1）（2）、ミュージアムショップの天井が既存のままとなっていますが、ダクトの付け替えや照明器具のLED化を考えると、下地からのやり替えが必要と考えます。こういった増額要素については、設計段階でのVE協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	「既存のまま」は誤りですので、内部仕上げ表を修正します。 本件は、業務内容を追加するものではなく、従って応募者側に追加費用が発生するものでもありません。
250	添付資料3-2	A-03		1階　資料整理室およびデジタル化作業室の床仕上げで一部　防水モルタル　エポキシ塗りとなっている範囲が不明です。踏み込み部であれば、防水が必要な理由は何でしょうか。	床仕上げは一般部をフローリング、小上りを琉球畳としてください。 該当箇所を修正します。
251	添付資料3-2	A-06		内部仕上げ表の常設展示室の天井仕上げがGB-R　t12.5＋EP(Ⅱ）となっていますが、内装に吸音仕上げの部分がありません。企画展示室の天井と同じGB-R　t 9.5＋DR　t 12　EP(Ⅱ）が正では無いかと考えられますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおりです。該当箇所を修正します。
252	添付資料3-3	A-11		外構配置計画で敷地東側のキャノピーについては、既存と範囲が違っています。既存を撤去して、新設するという考え方でよいでしょうか。	問題ありません。
253	添付資料3-2	A-27~36		A-36-27,28の改修前建具キープランで改修建具に金具交換とありますが、金具の範囲は、どこまでを見込めばよいでしょうか。（支持金物、ドアチェック、カギ、レバーハンドル等）	事業期間を通じて要求水準書に示すとおりの性能を維持する上で、必要な範囲を交換対象としてください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
254	添付資料3-2	A-27~37							建具について、添付資料3-2の建具表と添付資料3-1法規チェック図等の間で不整合が見受けられますが、そういった場合は、どの資料を正と考えたらよいでしょうか。	法規チェック図（添付資料3-1「A-07-1」）がより詳細を示した資料となるため、法規チェック図を正としてください。
255	添付資料3-3								南側広場のインフラ設備の計画及び雨水排水設備に関する資料を提示いただきたい。	南側広場工事の工事発注図面（添付資料23-1～23-5）を、福岡市・水道局・交通局競争入札参加資格者名簿に登録されている業者に限り、希望者に対して貸与します。なお、貸与開始日は、各工事の公告日以降とします。入札説明書及び様式集を修正します。
256	添付資料3-7								前回質疑370に関連して、「グランドホールにプロジェクションマッピング電源設備の記載がありますが、プロジェクションマッピング機器(映像・音響)及び映像ソフト制作は貴市にてご準備もしくはそのイベントを実施する運営者の準備となりますでしょうか。」という問いに「本事業において事業者が対応してください。」と回答されていましたが、プロジェクターの設置個所にそれらの記載はありません。基礎的設計G02-4には、ホールアーチ部分へ映像投影ができるプロジェクターの設置という記載がありますが、ハード部分の要求水準はこちらのことでしょうか。またその他の資料にはプロジェクションマッピングのソフト（映像コンテンツ）をサービス対価内で見込むような記載はないため今回事業対象外と捉えてよろしいでしょうか。	ハード部分について、ご理解のとおりです。プロジェクションマッピングの機器一式（プロジェクターや送出機材、音響機材等）の整備は、本事業において事業者が対応してください。205番の回答もご参照ください。 ソフト部分について、ご理解のとおり、映像コンテンツの制作は不要です。
257	添付資料3-9								図面記載の２．付帯施設棟の配置の意図をご教授ください。	添付資料3-9に示す付帯施設棟の配置は、全体計画認定申請時に提出した初期検討案となります。実際の配置は添付資料3-3に示すとおりです。
258	添付資料5	2							供用開始が令和8年10月と記載がありますが、10月以降より美術品が保存可能ということでしょうか。	文化庁の指針に、「鉄筋コンクリート造の保存施設の躯体の枯らし期間は、コンクリート打設後二夏以上を確保」とあるため、目安として令和8年10月と記載しています。 空気環境（温湿度、躯体等から発生する各種ガス）を計測し、安定したことが確認された上で資料の移動が可能となります。また、本館が休館してからの資料の移動を計画しています。
259	添付資料5	4							教育普及活動で使用する車両の駐車位置は「職員駐車場」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	添付資料5	9	5						中央監視設備 各収蔵庫の温湿度環境を本館改修工事の際は仮設事務室で温湿度の管理が出来るよう、現段階から計画しているが、実施時に計画通り行かなかった際のリスク分担はどうお考えでしょうか？	市帰責事由により計画（仮設事務所で収蔵庫棟内の各収蔵庫の温湿度管理できる計画）が実現できないこととなった場合は、市がリスクを負うことになると考えています。
261	添付資料6-1								南側広場実施設計資料において外部電源の位置が見受けられないですが、イベント等で使用できる外部コンセントは設置されますか。南側広場の活用検討にあたり、添付資料3-4のように電源位置や容量が分かるような設備図面をご教示ください。	南側広場には、一部外部コンセントを見込んでおり、イベント分電盤を設置し、仮設配線を接続可能としています。 また、南側広場工事の発注図面（添付資料23-1～23-5）を順次貸与します。

番号	書類名	頁	項	質問内容	回答
262	添付資料7-2			「代表的歴史資源の魅力発信３編」の映像コンテンツ概要の記載がないため、ご教示をお願い致します。	市（博物館及び文化財保護部局等）が刊行・公表している既存の製作物を参考にしてください。
263	添付資料7-2			映像コンテンツとして6つの項目が挙げられていますが、一編の映像に複数の項目を入れることで、より魅力的な内容とすることは可能でしょうか？	添付資料7-2のとおりとしますが、提案は妨げません。
264	添付資料7-5			展示映像情報システム制作及び、コンテンツ制作に関して、シアターに関する情報が記載されておりません。想定されている機器構成やコンテンツ仕様のご教示をお願い致します。（添付資料7-2に記載の取り扱い項目は確認しております。）	開示しません。
265	添付資料7-5			「展示映像情報システム制作」の通史展示に関して、映像情報システムが6箇所と記載されておりますが、「添付資料7-3 通史展示 展示項目（案）」において、どの内容が6箇所に該当するのかをご教示ください。	事業者の提案を求めます。
266	添付資料7-5			「展示映像情報システム制作」の通史展示に関して、映像情報システムに「模型・ジオラマ演出」と記載されておりますが、新規で地形模型などを制作する想定か、または既存の模型・ジオラマを活用した演出を行う想定か、ご教示をお願い致します。 ※添付資料3-1 基礎的設計説明書（本館）A-01-5-1の平面図に、模型・ジオラマと記載あり	事業者の提案を求めます。
267	添付資料7-5			黒田家名宝展示に関して、年間10回の展示替えを予定と記載がありますが、ケース数量はどのように見込んでおけばよいでしょうか？「展示ケース工事」欄には「壁ケース①②③」「行灯ケース」と記載がありますが、基礎的設計の平面図には壁ケースは2箇所、行灯ケースは見当たりません。（X12-X13通りの間で想定）	ケース数量は、事業者の提案に委ねます。 添付資料7-5に示す「壁ケース①②③」等のナンバリングは、展示ケースの面積を積算する際に便宜的に用いたものです。
268	添付資料7-5			常設展示内で機械式エアタイトケースを整備する必要のある個所は名宝展示のみで、通史展示・テーマ展示はすべて自然循環型ケースとの想定でよいでしょうか。 （現在の常設展示室では、重要文化財指定資料として、「庚寅銘大刀」などが展示されています。）	ご理解のとおりです。 重要文化財「金錯銘大刀」展示ケースは現状のものを使用します。
269	添付資料7-5、7-6、7-9			エアタイト機械空調式（恒温恒湿空調） に調湿剤ボックス（併用可）とあります。他の機械空調式ケースも含めて、調湿剤を併用せずに、機械式空調方式のみとしても良いという理解でよろしいでしょうか。	76番及び77番の回答をご参照ください。
270	添付資料7-5、7-6、7-9			エアタイト機械空調式（恒温恒湿空調） に調湿剤ボックスの記載がありますが、機械空調式のケースは構造的にエアタイト性能の確保が難しいため、調湿剤は効果的ではないと考えます。また、アートソーブは交換のコストと手間が大きくかかります。従い、調湿剤ボックス及び調湿剤は不要と考えてよろしいでしょうか。	76番及び77番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
271	添付資料7-7								企画展示室の壁面ケース内スポットライトは、天井スポットライトと同様に備品購入に含まれると考えてよいでしょうか。	問題ありません。
272	添付資料7-8								壁面ケースの断面に調湿剤（別途）とあります。調湿剤が必要な場合、他展示室のケースも含めて、調湿剤は市で用意・交換するという理解で良いでしょうか。	問題ありません。
273	添付資料7-9、7-10	2、2							添付資料7-9では、移動間仕切りA,Bを整備するとありますが、添付資料7-10の平面図では移動間仕切りはA～Gまであります。どちらが正でしょうか。	添付資料7-9の移動間仕切りA・Bの記号は、添付資料7-10の平面図に記載の移動間仕切りA～Gとは別のものとお考えください。 添付資料7-9のAは、添付資料7-10のA・B・Eに該当します。 添付資料7-9のBは、添付資料7-10のC・D・G・Fに該当します。
274	添付資料7-10								特別展示室の壁面ケース内スポットライトは、照明計画参考資料に記載のあるスポットライト（計350台）に含まれていますか。	含まれています。
275	添付資料7-10								特別展示室の可動間仕切り及び壁パネルに関して、「特別展示室　照明計画参考資料」に記載のあるA～Gの黒実線部分が仕切れる範囲、細かさと考えておけば良いでしょうか。	問題ありません。
276	添付資料14	-	2	2-2	(1)	③	ウ		保険契約者とは、被保険者という意味でよろしいか。	保険契約者は、事業者又は維持管理・運営業務受託企業とし、被保険者は、事業者、維持管理業務・運営業務受託企業及びそのすべての下請負者を含むものとします。添付資料14及び事業契約書（案）別紙６を修正します。
277	添付資料14	-	2	2-2	(1)	③	エ		被保険者相互間の交叉責任担保について、具体的に何を想定しているか。事業者内部（維持管理・運営事業者間、その下請負者を含む）の損害賠償時に備えるものか。交叉責任担保の目的を示してください。	事業者内部の損害賠償時に備えるものです。被保険者間での賠償責任を補償するため、交叉責任担保としてください。
278	添付資料14	-	2	2-2	(1)	③	オ		『受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産』とはどのような財物を想定しているのか。	事業者が維持管理業務・運営業務により管理を行う物品等のうち、事業者が所有権を持たないものを指します。
279	添付資料14	-	2	2-2					要求水準とは別に、独自の賠償責任保険を検討するため、所蔵品の総額の概算を示してください。総額が不明な場合、判明している所蔵品分のみでも、その金額を開示ください。	開示しません。
280	添付資料15								光熱水費実績について、月別の実績を開示頂けますでしょうか。	【添付資料27　月別の光熱水費実績】を公表します。
281	添付資料15								Ｒ4年度、Ｒ５年度と電気の契約は契約先の変更があったのでしょうか（金額に大きな変動があるため）。	令和4年度は入札不調となったため、九州電力送配電株式会社へ最終保障供給を申し込んでいます。令和5年度以降は添付資料11の仕様書の内容で契約しています。
282	落札者決定基準	13	6	3					「南側広場等、敷地全体で調和のとれた統一感のあるサイン計画」のため、添付資料6－4のサインと統一するという認識で間違いありませんでしょうか。	本評価視点は、本館等全体を添付資料6-4の適用の対象としている南側広場のサインと、全く同一のものに統一することを意図したものではありません。「調和」や「統一感」のある、魅力的な提案をいただけることを期待しています。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
283	落札者決定基準	13	6	3					「南側広場等、敷地全体で調和のとれた統一感のあるサイン計画」の敷地全体とは展示のサイン等も含まれますでしょうか。	必ずしも常設展示や企画展示のサインとの統一感を求めるものではありませんが、そのような提案を妨げるものではありません。
284	落札者決定基準	13	6	4					評価視点にエネルギーのベストミックスの検討等を行い、ランニングコスト削減、・・・の記載があります。 前回質疑384では蓄熱システムの廃止の不可、との記載があるため、システムは変えずにエネルギーのみを変えた時の検討との理解でよかったでしょうか。また、給湯シャワーは前回質疑379でガス式は不可との回答がありましたので、ベストミックスの検討には含めないとの理解でよかったでしょうか。	空調設備の中央熱源の空調方式については、蓄熱システムを継続採用することを前提とし、エネルギーのベストミックス等の検討の上ご提案ください。なお、中央熱源の選定には、文化庁との協議が必要になることに留意ください（要求水準書Ⅲ・１・（２）・②をご参照）。また、シャワー室の給湯設備については、ご理解のとおり、ガス式での提案を不可とし、瞬間式電気温水器で計画してください。
285	様式集	4							【様式書類一覧表】の注意書きに「様式11 については、様式11-4、11-11 を除き、本館、立体駐車場棟、仮設事務所それぞれについて記載すること」とあります。本館以外の棟についても、本館と同様に様式フォーマットは任意、書式サイズはA3、ファイル形式はPDF、枚数制限については適宜ということでよろしいでしょうか。	問題ありません。
286	様式集	5	1	(4)					提案書の内容を補足説明するため、「関心表明書」等を提案書に添付して提出することは可能でしょうか。	可とします。
287	様式集	5	2-1	(1)					「企業名を客観的に特定できる記載は行わないこと」と記載されておりますが、入札参加者に属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	代表企業・構成員・協力企業から業務を委託する企業等、入札参加者の特定につながらない企業については、企業名を記載しても問題ありません。
288	様式集	6	2-1						事業提案書について、3（3）～3（9）の各項目ごとにそれぞれ正本1部、副本14部の提出が必要と読み取れますが、3（3）～3（9）でまとめて正本1部、副本14部の提出としていただけないでしょうか。	3（3）～3（9）でまとめて正本1部、副本14部の提出で結構です。様式集を修正します。
289	様式集	6	2-1	表					入札参加資格確認審査時、入札時の書類（様式2及び様式5～11）を綴じこむバインダーファイルは、事業者にてリングファイル、パイプファイル等の適当なファイルを選定する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	様式集	6	2-1	表					全ての構成員及び協力企業が添付資料を提出する為、1つのA4ファイルでは格納しきれない可能性がございます。その場合、入札参加資格確認申請時のファイル①、ファイル②等で分割してもよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、ファイルの表紙に番号を振り、書類の順序が明確になるようにしてください。
291	様式集	6	2-1	表					各様式毎に15部のA4ファイルを提出となると、大量のA4ファイルが必要となる為、様式5-表～様式10-2までを同一のA4ファイルにて格納し提出してもよろしいでしょうか。 ※様式11図面集については上記ファイルとは別途にします。	可とします。ただし、インデックスを付す等し、各様式の区分が明確になるようにしてください。また、ファイルを分割する場合は、ファイルの表紙に番号を振り、書類の順序が明確になるようにしてください。
292	様式集	6	2-1	表					正本はＡ４ファイルにて提出と記載ありますが、様式11図面集に関しては正本もA3ファイルにて提出してもよろしいでしょうか。	可とします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
293	様式集	5	2	(4)					「２.作成上の共通留意事項」（4）で、「提出書類で使用する文字のサイズは10.5ポイント以上とすること」とありますが、フォントの指定等はないと考えてよろしいでしょうか。	ありません。
294	様式集	6	4						電子データーの提出について、様式５－１～４、様式６－１～６－４、様式７－１、様式８－１、様式９－１～６、様式１０－１～１０－２等についてはパワーポイントでの作成も任意でよろしいでしょうか。バージョンについてはご指示に合わせます。	パワーポイントでの作成・提出も可とします。バージョンは指定しません。電子データにはPDF形式で保存したものも添付してください。
295	様式集	6	4	(1)					入札時における提出書類（各様式）の電子データを保存し、2部提出と記載がありますが、様式番号1-1～2-21は提出不要という認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	様式集	各頁							参加表明や提案書提出前後に会社の登記内容に変更があった場合は、どのように対応すればよろしいでしょうか。 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類の記載方法等をご教示ください。	提出済の提出書類を修正・再提出等いただく必要はありません。 なお、参加表明してから事業提案書提出までの間に、会社の登記内容に変更があり、市が競争入札参加有資格者名簿の登録内容変更を受理した場合は、事業提案書提出時には、変更後の情報を記載してください。
297	様式集	各頁							様式2-10-●（役員名簿）様式2-11-●（資本関係調書）、様式2-12-●（人的関係調書）等の「●」の枝番号は、今回コンソメンバーが複数社になるため、番号の記載防止等の観点から、手書きにて記載する形でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
298	様式集	様式2-表							入札参加表明及び入札参加資格審査に関する書類に記載する会社情報は、貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店の情報となる理解でよろしいでしょうか。それとも、本社の情報でもよろしいでしょうか。	福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿、又は福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿の担当業務に応じた申請区分業種に登録されているとおりとしてください。 押印する印鑑についても、上記の登録内容に従ってください。
299	様式集	様式2-2、2-3							様式2-2委任状、様式2-3入札参加資格確認申請書兼誓約書等に押印する印鑑は、貴市に指名願を提出し代表者から支店長等へ委任している場合は委任を受けている者の印鑑でいいという理解でよろしいでしょうか。、	298番の回答をご参照ください。
300	様式集	様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式2-9							「福岡市資格者名簿」に委任先として登録されている場合、押印は全て委任先代表者の押印で宜しいでしょうか。	298番の回答をご参照ください。
301	様式集	様式2-3							仮に代表者もしくは委任された支店長等に参加表明後、入札参加までに変動がある場合は再度同じ様式を提出をさせていただくことでよろしいでしょうか。	296番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
302	様式集	様式2-3							構成員及び協力企業は、代表企業に特別目的会社の設立日までの権限を委任しています。したがって、様式2-3への構成員及び協力企業の記名・押印は、不要ではないでしょうか。印鑑が必要な場合は各社ごとの別用紙に押印することで替えることはできませんでしょうか（各社回付に時間を要するため）。	様式2-3、様式2-4への構成員及び協力企業の押印は不要とします。 様式集を修正します。
303	様式集	様式2-3							枝番を記載し、2枚目以降は構成員及び協力企業の行を追加していくことでよろしいでしょうか。	各行に各構成員及び協力企業の必要事項を記載してください。 また、302番の回答もご参照ください。
304	様式集	様式2-3							各社押印の持ち回りに時間を要するため各社一枚での提出でもよろしいでしょうか？	302番の回答をご参照ください。
305	様式集	様式2-3							すべての入札参加者の構成員及び協力企業の押印が必要となる場合、押印完了まで長期の時間を要する可能性がございますため、入札参加者の構成員及び協力企業ごとの提出もお認めくださいますようご検討をお願いできますでしょうか。	302番の回答をご参照ください。
306	様式集	様式2-4							すべての入札参加者の構成員及び協力企業の押印が必要となる場合、押印完了まで長期の時間を要する可能性がございますため、入札参加者の構成員及び協力企業ごとの提出もお認めくださいますようご検討をお願いできますでしょうか。	302番の回答をご参照ください。
307	様式集	様式2-4							構成員及び協力企業は、代表企業に特別目的会社の設立日までの権限を委任しています。したがって、様式2-4への構成員及び協力企業の記名・押印は、不要ではないでしょうか。印鑑が必要な場合は各社ごとの別用紙に押印することで替えることはできませんでしょうか（各社回付に時間を要するため）。	302番の回答をご参照ください。
308	様式集	様式2-4							各社押印の持ち回りに時間を要するため各社一枚での提出でもよろしいでしょうか？	302番の回答をご参照ください。
309	様式集	様式2-5							３．福岡市税の納税証明書に関してはすべての構成員及び協力企業が対象となっておりますが納税義務のある事業者のみの提出とさせていただくことでよろしいでしょうか。	福岡市内に事業所がない場合は、本社所在地において、滞納がないことを証明できるものを提出してください。該当箇所を修正します。
310	様式集	様式2-5							様式２－５　４における「消費税及び地方消費税の納税証明書」は「納税証明書その３の３」を提出すればよろしいでしょうか。	「納税証明書その３の３」を提出してください。
311	様式集	様式2-5							添付書類の消費税及び地方消費税の納税証明書について、国税その３の３で宜しいでしょうか。また納税証明書と商業登記簿謄は写しで宜しいでしょうか。	前段については、310番の回答をご参照ください。 後段については、問題ありません。
312	様式集	様式2-5	4						入札参加資格審査に関する書類として、「4.消費税及び地方消費税の納税証明書」と記載されておりますが、本社の納税証明書「その3の3」が該当する理解でよろしいでしょうか。	310番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
313	様式集	様式2-5							7月7日の提出ですが、添付書類は4月10日（入札公告公表日）を基準と考えてよろしいでしょうか？ 早急な回答をお願いいたします。	入札説明書に定める入札参加資格確認基準日時点での最新の情報が反映された添付書類としてください。発行日が当該基準日より前であっても、発行日から当該基準日までに情報の更新がない場合は、問題ありません。
314	様式集	様式2-5							添付書類は、原本のコピーでもよろしいでしょうか？	可とします。
315	様式集	様式2-5							納税証明書が電子発行のため、原本を添付できませんが電子データの印刷でもよろしいでしょうか？	可とします。
316	様式集	様式2-5	5						入札参加資格審査に関する書類として、「5.商業登記簿謄本（現在事項証明書）」と記載されておりますが、履歴事項全部証明書でもよろしいでしょうか。	可とします。
317	様式集	様式2-6							展示設計業務実績を持たない設計業務を行う者については実績欄は空欄でよろしいでしょうか。	問題ありません。
318	様式集	様式2-7							展示施工務実績を持たない施工業務を行う者については実績欄は空欄でよろしいでしょうか。	問題ありません。
319	様式集	様式2-10							役員名簿は、4月10日（入札公告公表日）を基準としてよろしいでしょうか？ 早急な回答をお願いいたします。	入札説明書に定める入札参加資格確認基準日時点での役員の情報を記載してください。
320	様式集	様式2-11							本事業における構成員及び協力企業との資本関係についての確認というご理解でよろしいでしょうか。	本事業における資本関係に限りません。入札説明書Ⅱ(1)④アをご参照ください。
321	様式集	様式2-12							本事業における構成員及び協力企業との人的関係についての確認というご理解でよろしいでしょうか。	本事業における人的関係に限りません。入札説明書Ⅱ(1)④イをご参照ください。
322	様式集	様式2-12							入札参加資格確認基準日とは、入札参加資格確認申請書類の受付締切日の令和７年７月７日の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	様式集	様式4-2							「消費税及び地方消費税　※２」ですが、サービス対価Ａの割賦金利を除いた合計に消費税率を乗じた金額だけではなく、サービス対価B、C、Dの消費税も記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	様式集	様式5-5							「本館等の整備費」の「設計費」は、様式5-8-1（本館等の整備費計画書）の「事前調査及び関連費」と「設計費」を合計した金額を記載する理解でよろしいでしょうか。	様式5-8-1の「事前調査及び関連費」は様式5-5の「その他費用」に含め、様式5-8-1の「設計費」のみを様式5-5の「設計費」に含めてください。
325	様式集	様式5-7-1							実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	DSCRの計算において、各口座への振替金額をベースに計算することを認めますが、それとわかるよう記載してください。また、その場合は、実際の支払いベースのDSCRも計算し、欄を設けて記載してください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
326	様式集	様式5-8-1							◆備考1に「積算根拠については、別紙内訳書により提出してください。」と記載がありますが、什器・備品調達費のみ別紙内訳書を提出という認識で問題ないでしょうか。	什器・備品調達費のみならず、本館等の整備費全体についての内訳書を提出してください。内訳書については、国土交通省営繕部が公表している「公共建築工事内訳書標準書式」の「科目別内訳」レベルの項目で作成してください。
327	様式集	様式5-8-1							直接工事費に「機械設備工事」と記載がありますが、「空調設備工事」「衛生設備工事」の記載も欄もあります。こちらの「機械設備工事」の欄にはどの工事項目を記載すればよろしいでしょうか。	エレベーター工事の記載を想定しています。 また、必要に応じ行項目を追加又は変更することは可とします。
328	様式集	様式5-10							レストラン施設やミュージアムショップにおける収益の記載はＳＰＣの収益と考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
329	基本協定書（案）		第1条	(3)					第1条（3）『「入札提案書類等」とは、（中略）並びに●年●月●日に実施されたプレゼンテーションにおいて乙が甲に対して提案した事項を含むものとする。』とありますがプレゼンテーション時の質疑応答においては、議事録を双方確認したうえでの採用と考えて良いか。	プレゼンテーション時の発言・質疑応答については、事業者による発言・質疑応答の内容をそのまま採用し、議事録によって事業者側への確認は行いません。
330	基本協定書（案）		第3条	2					「事業契約締結の協議にあたって、入札手続きにおける事業者検討委員会及び甲の要望事項を尊重する」とありますが、尊重するとは具体的にはどう捉えればよろしいのでしょうか。施設整備については、事業契約書13条1項に該当すると考えればよろしいのでしょうか。	事業者は、事業契約締結の協議において、事業者検討委員会における評価や意見・要望事項、市の要望事項等を十分に理解し、公募資料から逸脱しない範囲で、それらを実現できるように市と前向きな協議を行ってください。 また、事業契約締結前の協議では、公募資料及び入札提案書類等を前提とした協議を行うため、事業契約書（案）第13条第1項に規定する設計変更には該当しません。
331	基本協定書（案）		第8条	2					「乙は、事業契約締結後速やかに、…各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、…」とありますが、各業務の開始時期及び各社受注計上の時期等も異なるため、各業務を受託又は請負うことを約する「覚書等」を選択肢に加えて頂くか、「事業契約締結後速やかに」を「各業務開始後速やかに」として頂きます様お願いいたします。	基本協定書（案）を修正します。
332	基本協定書（案）		第10条	12					協力企業が参加資格を喪失した場合も本項と同様に、貴市がやむを得ないと認めた場合は、協力企業の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	基本協定書（案）		第10条	6					第1号から第3号の規定について、本事業の入札に限定されている理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	基本協定書（案）		第10条	7					「入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10 分の２に相当する金額を違約金」とすると記載されておりますが、入札予定価格から算出すると約42億円となり過大ですので、第8項及び第9項と同じ「入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の１に相当する金額」としていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
335	基本協定書（案）		第10条	7					第10条　「入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の２に相当する金額を違約金」とすると記載されておりますが、過大となるため第8項及び第9項と同じ「入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の１に相当する金額」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
336	基本協定書（案）		第10条	7					第10条「構成員及び協力企業は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。」と記載されておりますが、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
337	基本協定書（案）		第10条	7					「構成員及び協力企業は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。」と記載されておりますが、構成員及び協力企業が自己が受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
338	基本協定書（案）		第10条	7					違約金の発生については、事業契約締結前までに、第６項第１号から第４号のいずれかに該当したときに限定される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、基本協定書（案）第10条第７項で定める違約金は、同条第６項第１号から第４号のいずれかに該当したときに発生します。
339	基本協定書（案）		第10条	8					「構成員及び協力企業は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。」と記載されておりますが、構成員及び協力企業が自己が受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
340	基本協定書（案）		第10条	9					「構成員及び協力企業は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。」と記載されておりますが、構成員及び協力企業が自己が受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
341	基本協定書（案）		第10条	10					「構成員又は協力企業は連帯して、～遅延利息を」と記載されておりますが、構成員及び協力企業が自己が受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
342	事業契約書（案）	3	第1章	第9条	2				「事業者の経営に影響が少ないもの」として市が承諾する基準や具体例をご教示ください。	事業者の経営に影響が少ないものであるかどうかは、契約主体や相手方、契約内容により、個別に判断します。
343	事業契約書（案）	4	第2章	第11条	2				「現場確認の機会」とありますが、これは入札説明書P.13の選定のスケジュールにおける現地見学会のことでしょうか。	ご理解のとおり、現地見学会を指します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
344	事業契約書（案）	4	第2章	第11条	2				「前記情報等から、合理的に推測できる既存施設等の欠陥」について、具体例をご教示ください。	当該欠陥が前記情報等から合理的に推測できる欠陥であるかどうかは、発見された欠陥の内容や原因により個別に判断します。
345	事業契約書（案）	6	第3章	第13条	4				「事業者が、当該費用を合理的な範囲で負担する」について、合理的な範囲以外の費用は貴市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、当該変更により発生する追加的な費用のうち、事業者が負担する合理的な範囲を市と事業者において事前に協議し、市がその他の範囲の費用を負担することについて合意したときに限ります。
346	事業契約書（案）	6	第3章	第13条	5				「市は事業者に支払うサービス対価を減額する」とありますが、サービス対価減額に伴いSPCの資金調達額が減少した場合、ブレイクファンディングコスト等の金融費用の増額分は、貴市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市側での負担は想定していませんが、状況に応じて個別に判断します。
347	事業契約書（案）	6	第3章	第14条	2				「市は、これらの提出を受けてから15開庁日以内に当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知する」とありますが、SPCが設計費を資金調達する場合、貴市から設計完了通知を受領する必要があります。設計図書を貴市に提出して15開庁日以内に是正通知がなかった場合、又は是正完了後に設計完了通知を発行頂けますでしょうか。	実施設計の完了後に、市が事業者より設計図書の提出を受け、公募資料又は入札提案書類等との間に不一致が認められなかった場合、又は不一致を生じている箇所等を事業者に対して通知し、それに対し事業者が是正した内容の市の確認が完了した場合、市は事業者に「設計完了確認通知」を発行します。 ただし、第14条第4項に記載のとおり、この通知を行ったことにより、市は本館等の設計の全部又は一部について何らの責任を負担するものではありません。
348	事業契約書（案）	9	第4章	第1節	第21条	2			「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。」とありますが、合理的な範囲が不明確のため、事業者の判断によるものとしてよろしいでしょうか。もし具体的なお考えがありましたら提示して頂きますようお願い致します。	「合理的に要求される範囲」とは、事業者において調査された「本館等の施工業務が近隣住民等の生活環境に与える影響」を踏まえて、生活環境への影響が問題のない範囲となるよう、通常一般に求められる改善対策とご理解ください。なお、対策の具体的な方法については、事業者において判断していただくことで結構です。 ただし、第33条に定めるとおり、本館等の施工業務の実施により第三者に損害（本館等の施工業務の実施に伴い通常避けることができない騒音その他の事由により第三者に生じた損害を含む。）を及ぼした場合は、事業者において当該第三者に対する損害賠償責任をご負担いただくことになりますので、留意してください。
349	事業契約書（案）	10	第4章	第1節	第23条	1	(5)		「本契約に定める債務」とは、他の号と同様に本館等の施工業務に係る債務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	事業契約書（案）	10	第4章	第1節	第23条	2			「保証の金額は、別紙５に定めるサービス対価A-1-1の10分の１に相当する金額とする」と記載されておりますが、「（様式5-8-1）本館等の整備費計画書」の「合計額（消費税込み）」に記載の金額の10分の１に相当する金額と同額となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
351	事業契約書（案）	11	第4章	第3節	第25条	4			事業契約書（案）および別紙にて、「本施設」が多用されておりますが、「本施設」の定義をお示しいただけますでしょうか。なお、「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問と回答」No.22のご回答により、「立体駐車場棟の引渡し日については、令和10年９月30日以前で事業者が市と協議の上設定できるものとします」とあり、本館等と立体駐車場棟では、完成検査日が異なる可能性があるものと理解しています。	事業契約書（案）及び事業契約書（案）別紙において記載している「本施設」について、定義に合わせた表現に修正します。 なお、本館等（立体駐車場棟除く）と立体駐車場棟で、事業者による完成検査日が異なる可能性はあります。
352	事業契約書（案）	11	第4章	第3節	第25条	4			本項において貴市に提出する別紙6で規定される保険は、維持管理業務及び運営業務に係る別紙6 2-2 事業者が付保する保険という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。対象を明確化するため、事業契約書（案）を修正します。
353	事業契約書（案）	12	第4章	第3節	第29条	1			「…ただし、修補に過分の費用を要するときは、…」とありますが、「過分の費用」の目安がありましたらご教示ください。	修補の対象や内容により個別に判断します。
354	事業契約書（案）	14	第4章	第5節	第33条				「事業者が、本館等の施工業務の実施により、第三者に損害（本館等の施工業務の実施に伴う通常さけることができない騒音その他の事由により第三者に生じた損害を含む。）を及ぼした場合、事業者は当該損害を当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。」とありますが、事業契約書（案）第22条2項における「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施」し、かつ善良な管理者として対応を実施した場合、事業者の責めに帰すべき事由に該当しないと考えますがいかがでしょうか。	原案のとおり、市の責めに帰すべき事由により生じた損害を除き、本館等の施工業務の実施により第三者に損害を及ぼした場合は、事業者において当該損害を当該第三者に対して賠償してください。 なお、事業契約書（案）第21条第2項における「合理的に要求される範囲の近隣対策」を実施していただければ、第三者に損害が生じる可能性は低減されるものと考えられますので、本条の規定を踏まえて対策を実施してください。
355	事業契約書（案）	14	第4章	第5節	第33条				第三者に及ぼした損害について、第三者との間に紛争が生じた場合、市は事業者と協力して解決にあたる旨を、2項に追記して頂けないでしょうか。なお「PFI標準契約１（公用施設整備型・サービス購入型版）」にも同様の記載があり対応を望むものです。	事業契約書（案）を修正します。
356	事業契約書（案）	15	第5章	第38条	3				（非常時、事故、火災等への対応）において、第3項に「３ 前２項の業務の対応はサービス対価に含まれるものであり、第１項の業務の実施について市はサービス対価の支払その他の追加の支払を行うことを要しない。」とあるが、第1項の業務実施においてもサービス対価に含まれるものと考えますが、第2項と異なる考え方について、詳細をお示しください。	第1項、第2項の業務ともサービス対価に含まれる業務となります。内容を明確化するため、事業契約書（案）を修正します。
357	事業契約書（案）	17	第5章	第44条	2				植栽植付の状況が公表資料・入札説明書案書類等の条件を満たしていないとありますが、植付状況のみで成長度合いに案する是正は厳しいと思われます。そちらも確認対象範囲でしょうか？	成長状況も含め、確認対象となります。市は、要求水準書等に記載のとおり、単に植栽の植付を求めているのではなく、南側広場の供用開始日に魅力ある景観を呈することを求めます。
358	事業契約書（案）	18	第5章	第44条	5				事業者の想定を超える気象条件の変動によって植栽が枯れてしまった場合は、不測の事態に該当するという認識でよろしいでしょうか。	気象条件の変動によって植栽が枯れてしまった場合は、当該気象条件の変動が、過去の気象状況からは計画段階において想定し得ない変動であったことが事業者より示され、それを市が認めた場合に限り、不測の事態に該当します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
359	事業契約書（案）	20	第6章	第1節	第51条	2			従事職員の経歴等の提出が必要になる場合は具体的にどのような場合を想定されてますでしょうか。	例えば、要求水準書で求める業務経験を有しているかの確認等で用いること等が想定されます。
360	事業契約書（案）	21	第6章	第1節	第53条	3			「技術革新等によりコンピュータシステムやＡＶ機器等に著しい変化が生じた場合、あるいは新たなツール等の普及に対応することが適切と認められる場合は、市及び事業者は協議を行い、新技術の導入等の可否及び費用負担について決定する。」とありますが、従前の維持管理・運営は要求水準を満たすものではあるが、開館以降さらにより良い施設とするべく新技術を導入が考えられる場合、新技術を導入するための支出と導入することで抑えられる費用の差額等を考慮して、協議の上市が認めれば別途費用が負担されるという理解で良いでしょうか。（逆も然り）	現時点で、市側で別途負担が発生することは想定していませんが、新技術の導入を行う場合、市と事業者で協議により導入可否及び費用負担について決定します。
361	事業契約書（案）	25	第6章	第2節	第67条	1			「対象施設に重大な影響を及ぼす修繕」とは具体的にどのような修繕を想定されていますでしょうか。	建築物や建築設備等の大規模な修繕など、対象施設の引渡し時の状況から大幅な変更を加える修繕等を想定しています。
362	事業契約書（案）	25	第6章	第2節	第68条	4			「…市は、事業者と協議のうえ、市の判断により、…」とありますが、貴市にご負担頂ける程度等はどのように判断されるのでしょうか。	損害の状況や費用により、事業者と協議のうえ個別に検討します。
363	事業契約書（案）	25	第6章	第2節	第68条	4			第68条４のただし書きにおいて、対象施設の損害が利用者によって生じたものであるときが、この限りでないとする理由を示してください。利用者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合にあって、事業者に責がない場合は、第68条２項と３項は適用されないのでしょうか。	事業者には、運営業務において利用者に対し利用マニュアルを配布し、これに基づき利用の指導を行うことが求められており、利用者の施設の適正利用や利用状況の管理は事業者の運営業務に含まれます。このため、利用者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、事業者の利用者管理の不備として、第68条第4項ただし書きのとおりとしています。 なお、対象施設の損害が利用者の責めに帰すべき事由によって生じた場合も、第68条第2項及び第3項の適用対象となります。
364	事業契約書（案）	26	第6章	第2節	第69条	2			第69条２の警備業務の怠りとは、警備業務における重大な過失という理解でよいか。異なる場合は、警備業務の怠りの具体的な基準や具体例を示してください。	業務水準を満たさない等の過失の発生とご理解ください。
365	事業契約書（案）	26	第6章	第2節	第70条				第70条において、現時点で展示品・収蔵品の価額が不明である故に適切な保険等で賠償責任へ備えることができず、現実的に事業者による賠償責任を果たすこと難しくなるリスクがあります。適切な備えを行うため	賠償金額の上限額の設定は行いません。
366	事業契約書（案）	26	第6章	第2節	第70条	3			第70条３の『事業者の責めに帰すべき事由』とは具体的にどのような事由を想定されているのか。	業務水準を満たさない等、事業者の実施する業務の不備が想定されます。
367	事業契約書（案）	26	第6章	第2節	第70条	4			第70条４の動産総合保険の保険者等からの求償について求償権を行使される要件についてお示しください。	現時点で動産総合保険を付保していないため、求償権を行使される要件について回答はしかねますが、当該損害の発生につき事業者の責めに帰すべき事由が存する場合は、求償権が行使される可能性があると考えられます。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
368	事業契約書（案）	27	第6章	第3節	第73条				「市は利用者からの観覧料、使用料、手数料（以下「観覧料等」という。）の徴収を事業者に委託する」とありますが、駐車料金は観覧料等に該当しない理解でよろしいでしょうか。駐車料金の徴収を事業者に委託する場合、条文の追加をご検討願います。	駐車料金を観覧料等に含むよう、事業契約書（案）を修正します。
369	事業契約書（案）	28	第6章	第3節	第79条	1			「事業者は、ミュージアムショップ運営業務による売上を自らの収入として収受することができ、…」とありますが、第76条第4項に基づき実施場所を第三者に転貸した場合、売上は当該第三者が収入として収受して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、第三者に転貸する場合でも、事業者が市に支払うミュージアムショップの1年あたりの賃料は、事業契約書（案）別紙11の１第４条に記載のとおり、ミュージアムショップの年間売上に賃料率を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額となります。
370	事業契約書（案）	29	第6章	第3節	第82条	1			「事業者は、レストラン施設運営業務による売上を自らの収入として収受することができ、…」とありますが、第76条第4項に基づき実施場所を第三者に転貸した場合、売上は当該第三者が収入として収受して良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、第三者に転貸する場合でも、事業者が市に支払うレストラン施設の1年あたりの賃料は、事業契約書（案）別紙11の２第26条に記載のとおり、飲食施設等の年間売上に賃料率を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額となります。 なお、別紙11の2第26条は、別紙11の２第4条に修正します。
371	事業契約書（案）	30	第7章	第87条					第3項及び第4項が抜けていますので修正ください。	事業契約書（案）を修正します。
372	事業契約書（案）	32	第9章	第91条	2	(3)			事業者の構成員のいずれかが本号に該当した場合、催告なく即座に契約解除となると、本事業への参画に際し非常に高いハードルとなります。代替企業又は残存構成員で当該企業の債務を果たせることを貴市に承諾頂くことを前提に、契約解除を免除頂きますようお願いいたします。	事業契約書（案）を修正します。
373	事業契約書（案）	35	第9章	第92条	6				本館等の完成確認通知の受領後における違約金根拠となるサービス対価C及びDはいずれも税込でしょうか。	税込です。
374	事業契約書（案）	36	第9章	第94条	2				出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	事業契約書（案）	36	第9章	第94条	3				「市が支払う金額は、本館等の整備費の出来高相当額と、第１項に規定される違約金額及び第５項の損害賠償を対当額で相殺した残額とする」と記載されておりますが、出来高相当額が即時に相殺され減額される可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。
376	事業契約書（案）	37	第9章	第95条	3				「市が支払う金額は、本館等の整備費の残存額の合計金額と、第１項に規定される違約金額及び次項の損害賠償を対当額で相殺した残額とする」と記載されておりますが、出来高相当額が即時に相殺され減額される可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
377	事業契約書（案）	38	第9章	第98条	1				「なお、これらの場合の金利は、別紙５のサービス対価A-1-2 と同率の金額とする」と記載されておりますが、貸付期間が短縮されたことにより金利が見直されたときは、見直し後の金利としていただける理解でよろしいでしょうか。	当該事象発生時に、市と事業者で個別に協議の上決定することとします。
378	事業契約書（案）	38	第9章	第98条	1				出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	事業契約書（案）	39	第10章	第100条	1				本契約の締結後における法令変更により・・・とありますが、ここで指す法令変更とは、法令の公布を指すのでしょうか、施行のタイミングを指すのでしょうか。仮に、本契約締結後の法令変更の公布では、入札価格にそのコストを反映することができませんし、入札前の応募段階においても、法令変更の公布では、適切なコスト反映が難しいと思います。	本契約の締結後における法令変更とは、本契約の締結後に公布・施行された法令を指します。入札前に公布された法令については、入札段階でその施行を見込んで提案・入札を行ってください。なお、仮に、入札後、契約締結前に法令変更が公布された場合は、市と事業者で、本契約等の変更及び追加費用及び損害の負担について協議の上、決定します。
380	事業契約書（案）	41	第11章	第104条	2				不可抗力が発生した場合の発注者と事業者の具体的な費用負担について、何ら記載がないと思いますが、これは実施方針で示されたリスク分担表の記載とは異なるように思います。また、時間経過後の一方的な通知では、片務契約に該当するように思いますが、具体的な費用負担について記載いただけませんでしょうか。	不可抗力発生時の損害金の分担は、別紙９に記載しています。このことを明確化するため、事業契約書（案）を修正します。
381	事業契約書（案）	44	第13章	第115条	4				監査報告及び年間業務報告書の公開に際して、独立採算部門は民間ノウハウとなりますので、非公開として頂けますでしょうか。	民間ノウハウに係る内容には配慮した対応を検討します。
382	事業契約書（案）	58	別紙５	2	表3				表3において、寄附・協賛・友の会などの会費、事業者が独自で博物館事業における補助金採択の場合は、どちらの収入扱いになるか。	福岡市博物館に対する寄附・協賛は、福岡市の収入となります。事業者が集客業務の実施等のために独自で寄附・協賛を集める場合は、事業者の収入になります。 福岡市博物館の「友の会」等の賛助会制度は現在実施していませんが、事業者が独自に福岡市博物館の「友の会」などの賛助会を設立することを妨げるものではありません。 また、事業者が独自で博物館事業における補助金に応募し、採択された場合は、事業者の収入となります。
383	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	①			A-1-1に対する消費税は、第１回支払日に一括して支払われるということでお間違いないでしょうか。	サービス対価A-1-1は、消費税及び地方消費税を加えた金額を割賦して支払うため、消費税を第１回支払日に一括して支払うわけではありません。
384	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする。」と記載されておりますが、金利が上昇している状況を鑑みて、入札予定価格の算定時の基準金利としていただけますと幸いです。	基準金利について修正を検討します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
385	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「なお、入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする。」と記載されておりますが、昨今は急激に金利が上昇しておりますため、入札予定価格の算定時の基準金利としていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。 入札予定価格の算定時と令和７年９月３日の金利に乖離がある場合、入札価格に占める割賦金利の割合が大きくなり、入札価格を圧迫し、質の高い提案をすることが困難になってしまうためです。	384番の回答をご参照ください。
386	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「なお、入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする。」と記載されておりますが、公平性の観点から、公表をお願いできますでしょうか。	384番の回答をご参照ください。
387	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「なお、入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする。」と記載されておりますが、金利の上昇局面にあるため、予定価格算出時の金利としていただけないでしょうか。入札価格に占める割賦金利の割合が大きくなり、また提案開始時点での予測が困難で入札価格を圧迫し応札の可能性が低くなることが考えられます。	384番の回答をご参照ください。
388	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「なお、入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする。」と記載されていますが、昨今の金利上昇傾向を踏まえて、入札予定価格の算定時の基準金利としていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	384番の回答をご参照ください。
389	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			「入札価格の算定における基準金利の基準日は、令和７年９月３日とする」とありますが、金利が上昇している状況を鑑み、基準日は入札予定価格算定時としていただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	384番の回答をご参照ください。
390	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(1)	②			割賦基準廃止に伴い消費税還付を得られないことから、本館等の整備費に係る消費税を一括でお支払いいただけない場合、事業者は消費税込みの本館等の整備費相当額を金融機関から借入れるため、割賦手数料についても消費税込みの本館等の整備費を割賦元本として計算されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	事業契約書（案）	62~63	別紙5	4	(1)				サービス対価の支払い方法において、サービス対価A-1-1、A-1-2は、本館等の引渡日以降、事業期間終了までとなっていますが、これにかかる金利が膨大となり、総事業費が入札予定価格を上回る可能性があり、施工品質を損なうリスクがあります。金利コスト削減のためにサービス対価Aの部分払いを検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
392	事業契約書（案）	64	別紙5	5	(1)	①	イ		施工費が物価上昇する場合、事業者で調達する建中ローンも伴って上昇します。改定いただけるサービス対価Aに建中金利は含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Aのうち、改定対象となるのは、設計費・工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる施工費であり、様式5-8-1において「施工費」として示された費用となります。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
393	事業契約書（案）	65	別紙5	5	(1)	①	ウ		「改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数（以下略）」とありますが、近年の建設費の上昇傾向として、当該指数と現状が大きく乖離することも想定されます。 令和６年に内閣府で改定された「契約ガイドライン」においても「あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示の上で、事業者との協議により決定すること」とあり、上記指数以外を基準とする対応について、貴市と協議する場を設けていただけないでしょうか。	原則、原案のとおりとします。ただし、本契約締結までに市及び事業者間で協議を行い、基準とする指標の変更に合理性及び妥当性があると市が認める場合に限り、見直すことができることとし、事業契約書（案）別紙５を修正します。
394	事業契約書（案）	65	別紙5	5	(1)	①	ウ		サービス対価の改定方法として、物価指標で1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行うと理解しましたが、建設費の上昇傾向として、当該指数と実態が大きく乖離することも想定されます。 令和5年12月15日付において、日本PFI・PPP協会より内閣府民間資金当活用事業推進室宛へ「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規程されている事業者負担（1.0又は1.5%）をゼロとする」という提言がされております。これに基づき、事業者負担をゼロにすることを検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
395	事業契約書（案）	65	別紙５	5	(1)	①	ウ		着工前における改定方法として、令和６年１２月の指標値と・・・とありますが、令和６年１２月は、実施方針公表時を指します。予定価格には、実施方針公表時から入札時点までの物価変動は加味されていないということでしょうか。	予定価格には、実施方針公表時から入札公告までの物価変動は加味していません。
396	事業契約書（案）	65	別紙５	5	(1)	①	ウ		着工目の改定方法として、建設物価調査会の「建設物価」を採用することとなっております。東京都の中野サンプラザ再開発や埼玉県の浦和美園の順天堂大学病院建設、東京都における麻布台ヒルズ等の建設価格上昇に伴う状況を鑑みますと、建設物価調査会の指標だけでは、全く実態に則しておりません。着工前の改定方法についても、是非とも単品スライドやインフレスライドが適用できる状態としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
397	事業契約書（案）	65	別紙５	5	(1)	①	ウ		対象施設の着工日の属する月となる指標は・・・とあります。ここで指す対象施設とは、本館等に含まれる個別の施設を指し、本館であれば、本館の着工日を、また、立体駐車場であれば、立体駐車場の着工日を改定の基準とし、サービス対価の改定は、本館等に含まれる施設ごとに行うという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、別紙５ 5. (1) ① ア に記載されている完成についても同様に施設ごとの完成を指すと考えてよいでしょうか。	ここで指す対象施設とは、本事業において施工対象となる施設全体を指し、本館・立体駐車場棟をまとめて指します。着工日は、最も早期に着工する施設の工事着手日とし、サービス対価の改定は、施設ごとではなく、対象施設全体を対象に行います。また、改定の時期は、着工日以降、対象施設のうち最後に完成する施設の工事完成２か月前までの期間に請求することが可能です。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
398	事業契約書（案）	65	別紙５	5	(1)	①	エ		施工期間中は本館等と記載があるため、立体駐車場が着工せずとも、立体駐車場も価格改定の対象になるということでしょうか。	サービス対価の改定は、施設ごとではなく、対象施設全体を対象に行います。また、施工期間は、最も早期に着工する施設の工事着手日から、最後に完成する施設の工事完成までの期間を指します。 このため、立体駐車場棟の着工前に「エ　施工期間中における改定方法」による立体駐車場棟も含めたサービス対価A-1の改定が発生する可能性はあります。
399	事業契約書（案）	66	別紙５	5	(1)	②			金利変動に伴うサービス対価 A-2 の基準金利の改定についてですが、サービス対価改定にあたっての金利は、改定日の２営業日前のTONAベース15年物金利スワップレートを採用するものと考えればよろしいでしょうか。	問題ありません。詳細は、事業契約書（案）別紙５・３・(1)・②をご参照ください。
400	事業契約書（案）	71	別紙5	6					法令変更によって消費税及び地方消費税率が変更となった場合、変更されるサービス対価は当該法令公布日以降に係るサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税率が変更となった場合、当該法令施行日以降に支払うサービス対価が変更対象となります。
401	事業契約書（案）	78	別紙10	2	(1)				維持管理・運営業務のうちサービス対価支払い対業務以外の業務（独立採算業務等）の「サービス対価の減額等」が〇となっておりますが、独立採算業務における減額とは具体的にどのような措置となるのでしょうか。	独立採算業務におけるサービス対価の支払いはありませんので、事業契約書（案）別紙10を修正します。
402	事業契約書（案）	80	別紙10	2	(4)	②			本施設の施行の開始に必要となる要件を充足しているか否か・・・とありますが、本施設とは本館等を指しているのでしょうか、それとも本館等に含まれる個別の施設を指しているのでしょうか。	本館等に含まれる個別の施設を指します。
403	事業契約書（案）	80	別紙10	2	(4)	③			本施設の整備が完了した旨の通知を受け・・・とありますが、本施設とは本館等を指しているのでしょうか、それとも本館等に含まれる個別の施設を指しているのでしょうか。	本館等に含まれる個別の施設を指します。
404	事業契約書（案）	84	別紙10	3	(5)	①	表10-2		レストラン施設及びミュージアムショップの営業の長期休止　とありますが、「長期」とはどれくらいを想定されてますでしょうか。あるいは定量的なものではなくその際の社会的事情や市況も鑑みて判断されるものでしょうか。	ご理解のとおり、その際の社会的事情や市況も鑑みて判断します。
405	事業契約書（案）	93	別紙11の1	第11条	1	(5)			「甲乙間の信頼関係を破壊したとき」は主観的なものであるため、一方的な契約解除となる懸念があります。より具体的な定義をいただけないでしょうか。別紙11の2においても同様です。	表現を見直し、事業契約書（案）別紙11の１及び別紙11の２を修正します。
406	事業契約書（案）	94	別紙11の1	第14条	1				文頭「甲は」は「乙は」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）別紙11の１を修正します。
407	事業契約書（案）	97	別紙11の2						（確認）第23条を第1条とし、以下条文内の記載以外は順番に読み替えます。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）別紙11の２を修正します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
408	事業契約書（案）	92	別紙11の2	第30条					第30条の契約不適合責任について、設計や施工上の重大な欠陥があった場合はその対象ではないと考えてよろしいか。	市が本物件に契約不適合があることを知りながら事業者に告げていなかった場合を除き、原則として本条が適用されるとご理解ください。 なお、事業契約書（案）別紙11の２第30条は、別紙11の２第８条に修正します。
409	事業契約書（案）	101	別紙11の2	第36条	1				文頭「甲は」は「乙は」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）別紙11の２を修正します。 なお、事業契約書（案）別紙11の２第36条は、別紙11の２第14条に修正します。
410	事業契約書（案）	104	別紙12						別紙１２の中で、本施設との記載が多数ありますが、この場合の本施設とは、入札説明書 2頁 Ⅰ４(2) ②に記載された対象施設を指すものと考えればよろしいでしょうか。	問題ありません。
411	その他								実施方針等に関する質問及び意見等に対する回答において、各収蔵庫において室外から電源を切ることが出来る電源設備の整備はコンセント回路も含むとの回答されてますが、コンセント回路に個別スイッチで電源入切りでよろしいでしょうか。そもそもコンセント回路電源管理が必要でしょうか。	個別スイッチでの電源入切としてください。また、コンセント回路電源管理は必要です。
412	その他								収蔵庫棟の設備図面（電気・空調・給排水）を開示ください。	収蔵庫棟工事の発注図面（添付資料25-1～25-3）を希望者に貸与します。入札説明書及び様式集を修正します。
413	その他								工事用仮設事務所は、敷地内に設置することとして考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
414	その他								現地確認したところ、新収蔵庫の工事用出入口をサザエさん通り側に設置してあります。本館改修時もこの出入口は使用できると考えてよろしいでしょうか。	使用可能です。なお、近隣との協議で、工事用車両出入口を博物館東側道路に設置することは不可とされていますので、本事業においても同等の扱いとなります。 添付資料3-1を修正します。
415	その他								作業時間及び工事用車両の搬入時間について近隣協定等による制限がございますでしょうか。	近隣との協議で、工事の作業時間は、原則として日曜を除く午前８時から午後６時までとしています。また、大型車両の搬出入開始は、午前９時以降としています。